

(案)

# 島田市一般廃棄物処理基本計画)

---

2026 ~ 2035

(令和8年度 ~ 令和17年度)

令和8年3月

島田市

# 目 次

## 第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の趣旨と位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	2
3 計画の位置づけ	3
第 2 節 島田市の概要	6
1 市の位置・面積	6
2 人口・世帯数	7
3 土地の利用状況	8
4 産業の動向	9
5 上位計画	10

## 第 2 章 ごみ編

第 1 節 ごみ処理の現況と課題	15
1 ごみ処理システムの概要	15
2 ごみ及び資源の排出状況	20
3 ごみ及び資源の中間処理の状況	22
4 資源化の状況	24
5 ごみの最終処分の状況	25
6 ごみ処理コスト	26
7 生ごみの家庭での資源化・減量化	27
8 ごみ処理における基本的課題	28
9 前回計画の目標の達成状況	31
第 2 節 ごみ処理基本計画	32
1 一般廃棄物の発生量・処理量の見込み	32
2 取組の基本方針	34
3 ごみの減量化・資源化の目標	35
4 ごみ処理基本計画	37
5 更なる資源化と適正処理	43
6 ごみの処理施設の整備に関する事項	45

### 第3章 生活排水編

第1節 生活排水処理の現況と課題	46
1 生活排水処理システムの概要	46
2 生活排水処理の状況	48
3 生活排水処理における基本的課題	52
4 前回計画の目標の達成状況	53
第2節 生活排水処理基本計画	55
1 計画の基本方針	55
2 処理人口及び生し尿・浄化槽汚泥量の算定方法	56
3 生活排水処理の目標	57
4 生活排水処理基本計画	59

### 第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の基本的事項	63
1 背景	63
2 国の削減目標・関連計画	64
第2節 食品ロスに関する現状と課題	65
1 国・県における食品ロスの現状	65
2 市における食品ロスの現状	66
3 食品ロスに対する取組状況	67
4 課題	67
第3節 目指すべき将来像と計画の目標	68
1 目指すべき将来像	68
2 目標	68
第4節 目標達成に向けた推進施策	70
1 計画の基本方針	70
2 基本方針に基づく推進施策・役割	70
3 食品ロス削減に向けた取組	72

### 資料編

資料1 計画フレームの設定	資-1
資料2 一般廃棄物処理に関する市民調査	資-18
資料3 計画策定に関する資料	資-40



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画の趣旨と位置づけ

### 1 計画策定の趣旨

今日では、技術革新と経済発展によって、私たちの暮らしはより豊かになってきました。しかしそれに伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、有限な資源の枯渇や、海洋プラスチックごみ等が問題視されています。このことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、環境への負担を考慮した「循環型社会」へと転換していくことが求められています。

国では、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現に向け、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定されました。

静岡県(以下、「県」という。)では、資源の持続可能な利用を確保するとともに、環境保全と経済成長の両立する循環型社会の形成を目的とした「第4次静岡県循環型社会形成計画(令和4年3月)」が策定されています。

島田市(以下、「市」という。)では、令和8年3月に第3次島田市総合計画(令和8年度～令和15年度 8年間)を策定し、将来像“笑顔あふれる 安心のまち 島田”の実現に向けたまちづくりの方向性を示すとともに、将来像を実現するための長期的な指針である「未来につなぐ3大戦略」の一つとして「循環型社会」を位置づけています。

また、市では令和2年度に「島田市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前回計画」という。)を策定しており、計画目標年度が令和7年度であったことから、前回計画で定めていた目標の達成状況の確認とともに、状況の変化を踏まえて、市における一般廃棄物処理について、総合的かつ中長期的に基本方針を定め、必要な見直しを行うものです。

## 2 計画の範囲

### (1) 計画対象廃棄物

本計画は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

### (2) 計画対象区域

本計画は、島田市全域を対象区域とします。

### (3) 計画の期間

本計画は令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間を計画期間とします。

表1-1-1 計画期間

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
基準 年度	策定	初年 度				中間 年度					目標 年度

### 3 計画の位置づけ

島田市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

また、「循環型社会形成推進基本法」が示す循環型社会の構築に向けた施策を、市で進めていくための計画でもあります。

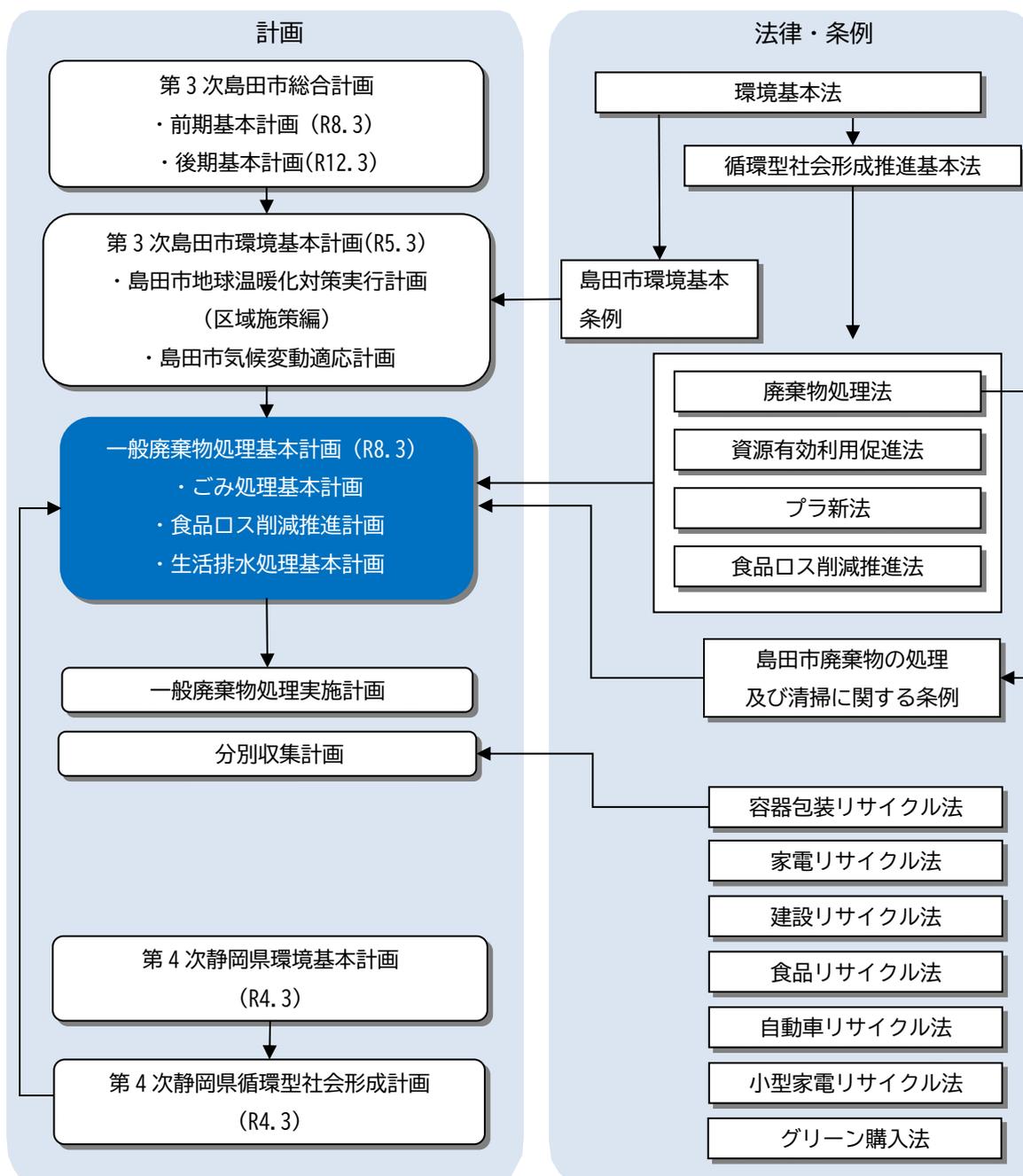


図1-1-1 計画の位置づけ

**環境基本法** 平成5年11月施行

- 環境の恵沢の享受と継承
- 持続的発展（循環型社会）の構築**
- 国際協力

**第六次環境基本計画** 循環共生型社会 —— 将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」

令和6年5月策定

**循環型社会形成推進基本法** 平成13年1月施行

- 廃棄物等の発生抑制・再生利用・熱回収・適正処分により循環型社会を形成

**循環型社会形成推進基本計画を策定**

第1次:H15年3月 第4次:H30年6月  
第2次:H20年3月 第5次:R6年8月  
第3次:H25年5月

**一般的な仕組みの確立**

**廃棄物処理法** 平成29年6月  
一部改正  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法)

- 廃棄物の排出抑制、及び適正な処理により生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る
- 「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」「産業廃棄物」の定義
- 「処理業者」、「処理施設」を規定
- 排出抑制、再生利用、分別排出、減量、適正処理、処理施設の整備・運営技術開発、啓発等の義務を規定

平成13年5月制定(平成22年12月改正)

**廃棄物処理法に基づく基本方針**

- 廃棄物の減量化等の目標設定
- 施策を推進するための基本的事項設定
- 廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項設定
- 今後必要な研究(レアメタル回収技術、廃棄物系バイオマスの利活用推進、廃棄物熱回収)

**資源有効利用促進法** 平成13年4月  
施行  
(資源の有効な利用の促進に関する法律)

- 事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策の強化
- 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の抑制
- 回収した製品からの部品等の再使用(リユース)のための対策

平成18年4月制定

**資源の有効な利用の促進に関する基本方針**

- 原材料使用の合理化の目標設定
- 再生資源及び再生部品の利用に関する目標設定
- 製品の長期間使用に関する目標設定
- 資源の有効な利用の促進の意義の啓発

**プラスチック新法** 令和4年4月  
施行  
(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等

令和元年5月制定

**プラスチック資源循環戦略**

- ワンウェイプラスチックの使用削減
- 産業界の自主的取組の促進
- 新素材開発・普及の支援強化

**食品ロス削減推進法** 令和元年10月  
施行  
(食品ロスの削減の推進に関する法律)

- 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- 食品関連事業者等の取組に対する支援
- 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

令和7年3月閣議決定

**第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**

- 食品ロス（家庭系・事業系）の削減の目標
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

図1-1-2 循環型社会形成推進のための法体系（1/2）

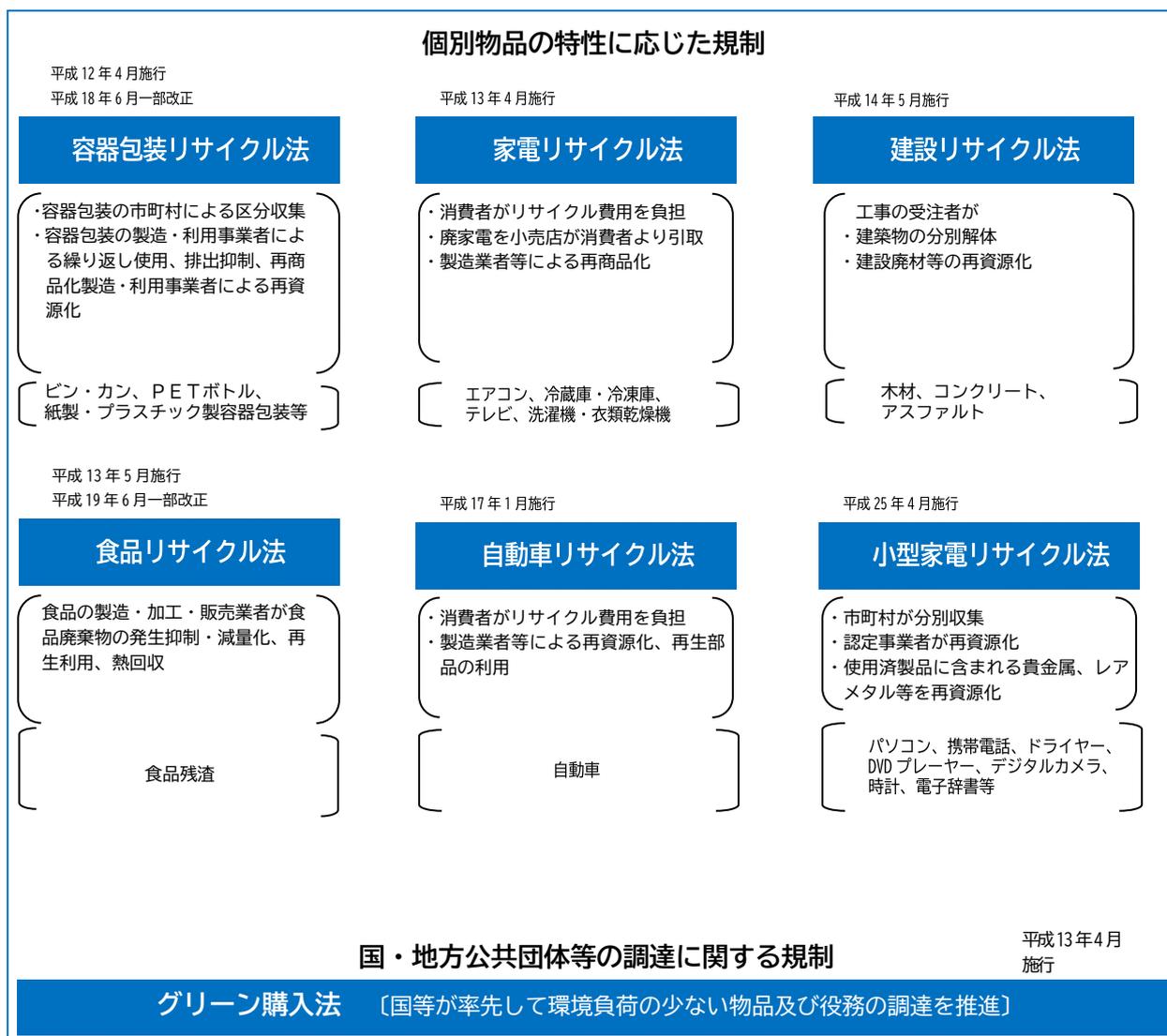


図1-1-2 循環型社会形成推進のための法体系（2/2）

## 第2節 島田市の概要

### 1 市の位置・面積

平成17年5月に旧島田市と旧金谷町が合併し、「島田市」として誕生、その後、平成20年4月に川根町と合併し、現在の形になりました。

市の面積は315.70km<sup>2</sup>であり、地理的には静岡県のほぼ中央に位置し、北には山々が連なり、南西には緑豊かな茶園が広がります。

近年では、市内を走る大井川鐵道のSLや世界一長い木造橋の”蓬萊橋”が江戸～戦後の時代の映画・ドラマ撮影での定番スポットとなっているため、多くの観光客が訪れる地域です。

交通面では、新東名高速道路の島田金谷ICがあり、JR島田駅から新幹線停車駅のJR静岡駅へは約26分と、利便性の高い立地にあります。

表1-2-1 島田市の位置・面積

東西	南北	面積	市庁舎（本庁）の位置		
			東経	北緯	海拔
23km	31km	315.70km <sup>2</sup>	138° 10' 34"	34° 50' 11"	56.4m

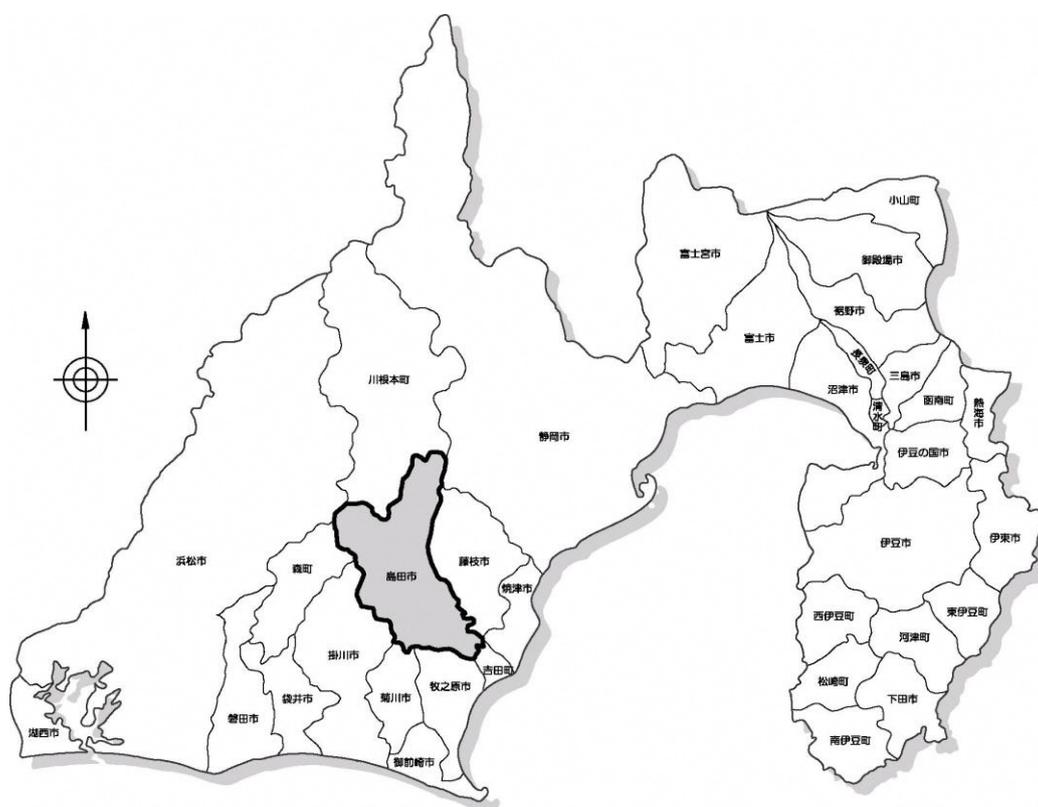
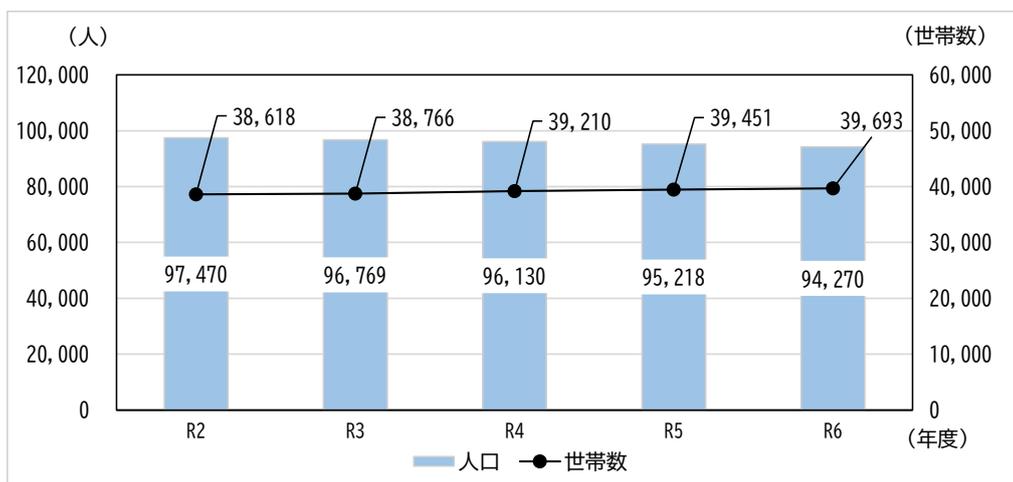


図1-2-1 島田市の位置

## 2 人口・世帯数

### (1) 人口と世帯数の推移

市の人口は減少していますが、世帯数は微増で推移しています。令和6年度の人口は、94,270人、世帯数は39,693世帯となっています。



※各年度末時点

図1-2-2 人口と世帯数の推移

### (2) 人口動態の推移

自然動態については、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

社会動態については、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、令和4年に増加へ転じた後減少しています。人口は全体として減少傾向にあります。

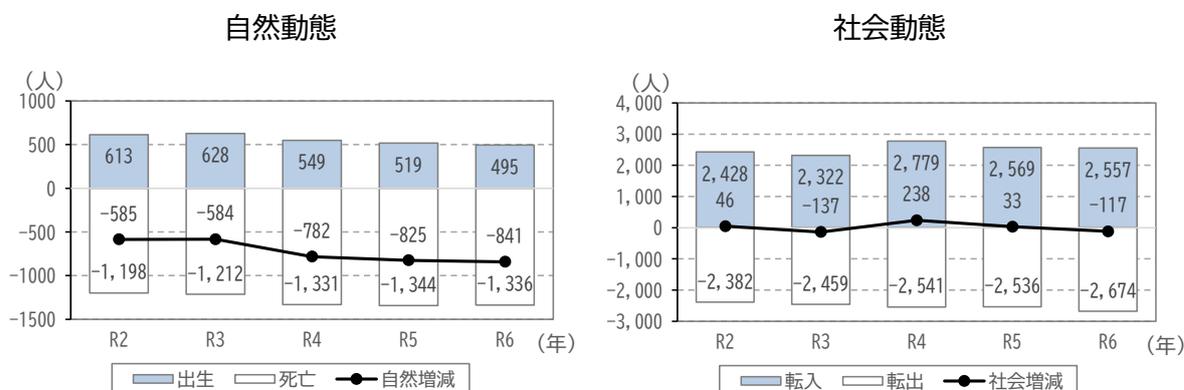


図1-2-3 人口動態の推移 (各年1月1日~12月31日)

### (3) 人口ピラミッド

男女とも、65歳以上の高年齢層が10%以上を占めるのに対し、15歳未満は約6%以下にとどまっており、少子高齢化が進んでいます。また、男性は50～54歳、女性は75～79歳がピークであり、年齢が下がるにつれて人口が減少していることから、今後も高齢化が一層進むと考えられます。

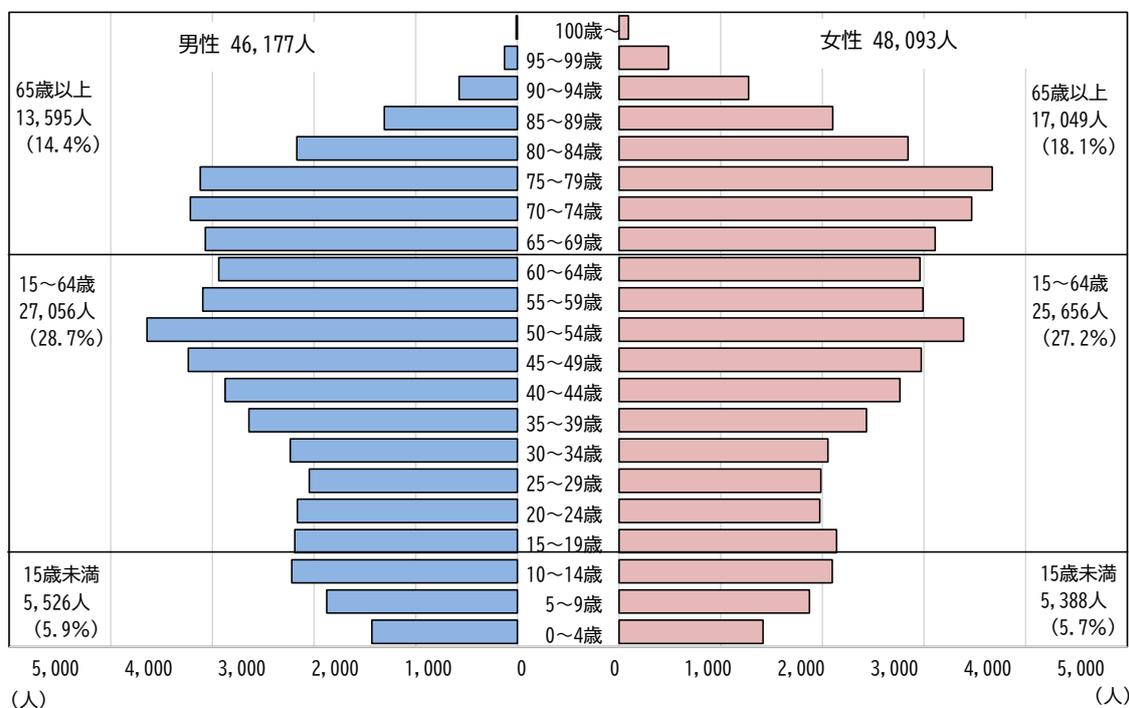


図1-2-4 人口ピラミッド (令和7年3月末)

## 3 土地の利用状況

山林が全体の約5割を占めています。ついで畑、宅地、田の順(その他を除く)となっており、長期的には宅地の増加と、山林、田の減少が見られます。

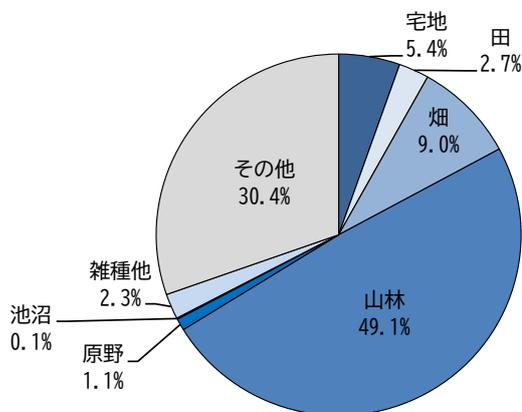
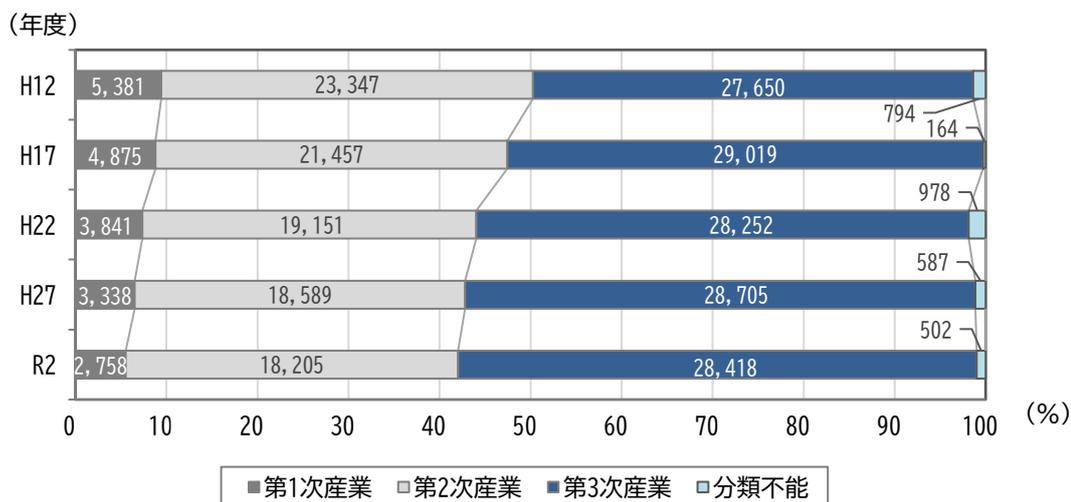


図1-2-5 地目別面積

## 4 産業の動向

### (1) 産業別就業者数の推移

第1次産業、第2次産業の就業者数が減り、第3次産業の就業者数が増加しています。その結果、全就業者数に占める第3次産業の割合が高くなっています。

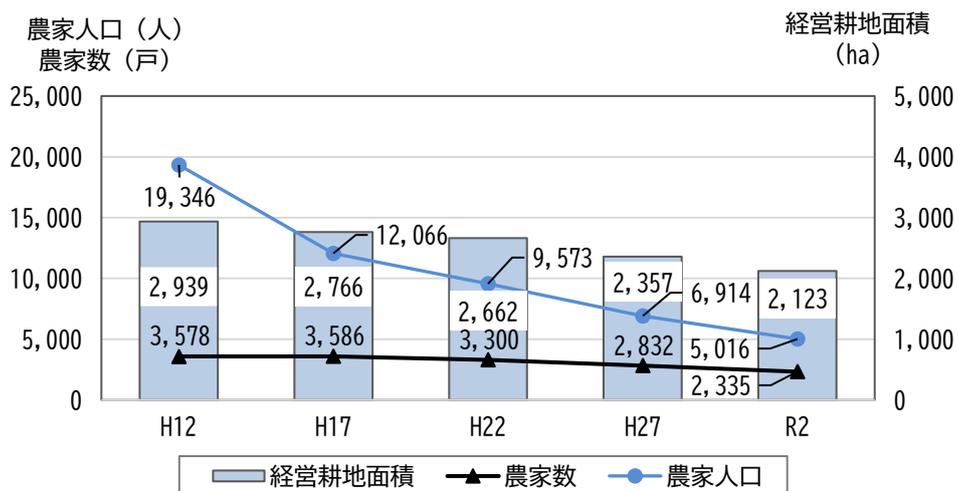


出典) 国勢調査

図1-2-6 産業別就業者数の割合の推移

### (2) 農業の概況

農家人口、農家数、経営耕地面積はいずれも減少しています。



出典) 世界農林業センサス

図1-2-7 農家数・農家人口及び経営耕地面積の推移 (各年2月1日時点)

## 5 上位計画

### (1) 第3次島田市総合計画

市においては、令和8年3月に基本構想（令和8年度～令和15年度）、前期基本計画（令和8年度～令和11年度）、後期基本計画（令和12年度～令和15年度）で構成する「第3次島田市総合計画」を策定しました。

前期基本計画においては、政策分野「環境・自然」及び「都市基盤」に沿った施策の柱の1つとして、「安全で快適な生活基盤を整える」、「脱炭素社会の実現に挑戦する」及び「生活や経済活動等に欠かせない水資源と水環境を守る」を位置付け、ごみの減量・資源化の推進や環境学習の推進、水資源の保全、上下水道事業の安定的な運営などを施策として示しています。

【島田市のまちづくりの基本理念】

ここにしかない「個性」を大切に どこよりも「元気」に  
ともに支え合い「協働」して

【島田市の将来像】

笑顔あふれる 安心のまち 島田

- ・ 島田の特性（交通結節点としての優位性や固有の歴史・文化資源、国内有数の茶産地など）を活かした、にぎわい（産業、観光）が生まれる活力ある持続可能なまちづくりを目指します。
- ・ 安心して子どもを産み育てられ、「子育てするなら島田」と思われるまちづくりを目指します。
- ・ 大井川に育まれた水と緑豊かな自然環境の島田に生まれ、育ち、地域でのつながりや支え合いの中で住み続けられ、一旦は進学や就職などで島田を離れたとしても、かつての仲間たちと再び過ごしてみたい気持ち呼び起こす、一人一人が人生を描くことができるまちづくりを目指します。
- ・ 島田に住んだことがない方にも『暮らすなら島田』と思われる「まち全体に漂うあたたかさ」「ゆったりした雰囲気」「人と人のつながり」を大切にしたいまちづくりを目指します。
- ・ 自然災害やパンデミックをはじめ様々なりスクから市民の生命と財産を守り、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを目指します。
- ・ 年齢・性別・国籍・文化・宗教などによる価値観の違いや障害の有無にとらわれず、多様性を認め合い、誰もが自分らしい生活ができる共生のまちづくりを目指します。

～ 島田への愛着や誇りを抱きつつ、安全・安心にいきいきと笑顔で  
過ごしていけることを実感できるまち ～

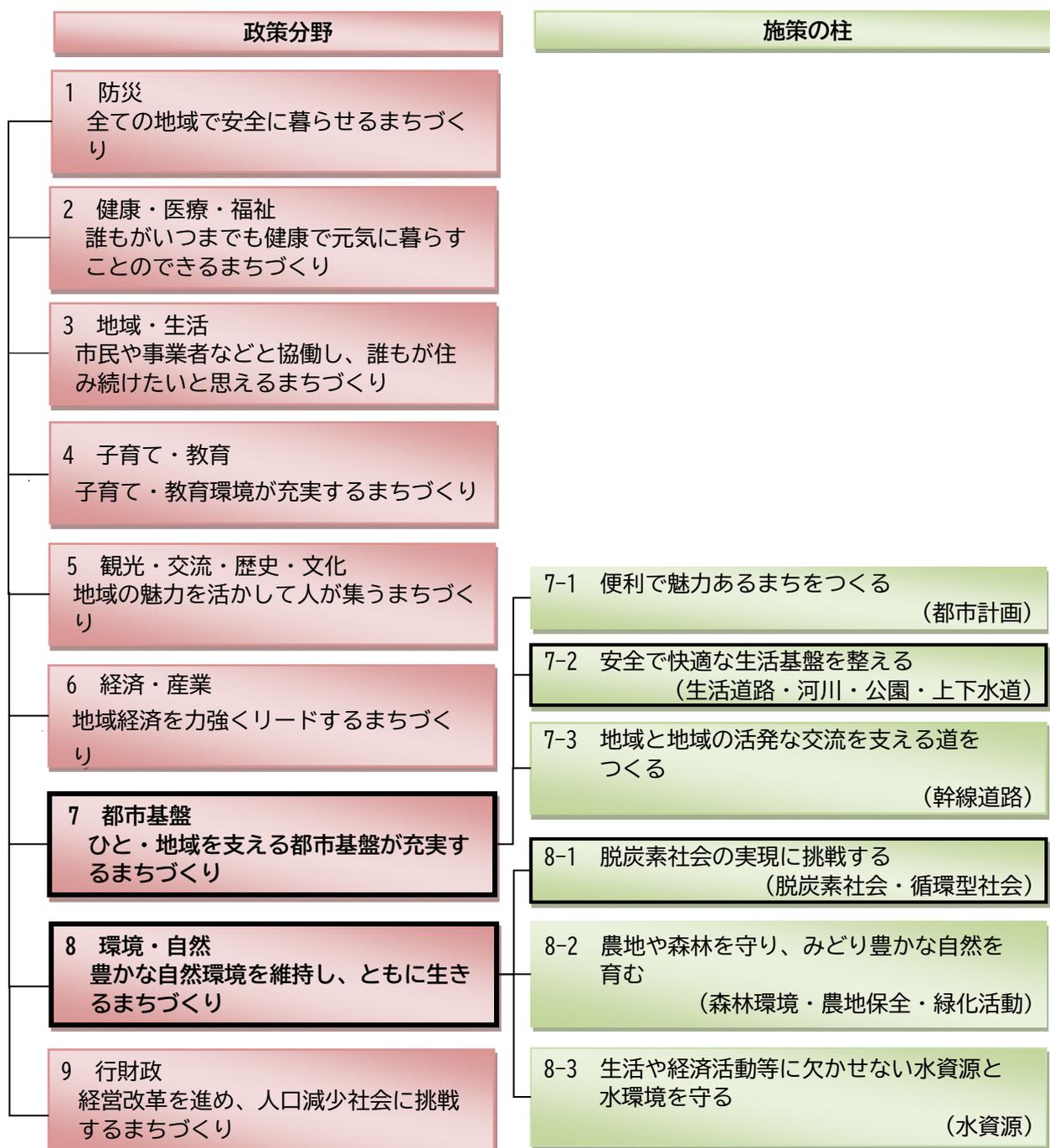


図1-2-8 第3次島田市総合計画基本構想における政策分野・施策の柱

表1-2-2 第3次島田市総合計画（前期基本計画）での位置づけ

施策の柱	7-2 安全で快適な生活基盤を整える		
めざそう値	市民意識調査「住宅地の整備や良質な住まいづくりの促進」に対する市民満足度	基準値(平均値)	目標値(平均値)
		令和4～6年	令和8～11年
		49.8%	51.0%
成果指標	主要な生活基盤の改良、修繕等への対応処理率	基準値(平均値)	目標値(平均値)
		令和4～6年	令和8～11年
		81.0%	基準値以上
主な取組の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路等の適正な維持管理に努めます</li> <li>・河川の適正な維持管理に努めます</li> <li>・親しみやすい公園緑地の適正な維持管理に努めます</li> <li>・上下水道事業の安定的な運営を図ります</li> </ul>		
施策の方向	<p>高度経済成長期以降に整備してきた社会インフラの老朽化が一斉に進行する今、安全・安心に利用できる社会インフラを維持・整備することは、快適な住環境の確保に必要不可欠です。</p> <p>インフラを「造る」ことから「守る」ことに重点が推移していく中、コスト意識を念頭に置きつつ、長寿命化対策等必要な対策を講じたうえで、適正な維持管理に努め、生活基盤を整えます。</p>		
施策の柱	8-1 脱炭素社会の実現に挑戦する		
めざそう値	市民意識調査「地域循環共生圏の形成」に対する重要度	基準値(平均値)	目標値(平均値)
		令和4～6年	令和8～11年
		61.1%	70.0%
成果指標	市域全体における温室効果ガスの年間排出量 ※数値の公表が2年後となるため、基準値は令和4(2022)年度の値を設定、目標値は令和7(2027)年度の値で評価	基準値	目標値
		令和4～6年	令和8～11年
		830.1千t-CO <sub>2</sub>	673.6千t-CO <sub>2</sub>
主な取組の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの利用による環境負荷を低減します</li> <li>・ごみの減量・資源化を推進し、安定したごみ処理体制を継続します</li> <li>・環境学習を推進します</li> </ul>		
施策の方向	<p>2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、官民連携による取組を踏まえた再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー推進の両面から取組を進めます。</p> <p>さらに、事業者や行政を含めた全ての市民が一体となって、ごみの資源化や食品ロス削減などのごみ減量施策に取り組めます。</p> <p>そのために、環境問題を自分事として捉えられるように意識啓発を行い、市民一人一人の意識改革と行動変容を図ることで、環境負荷の低減と地球環境の保全の取組を推進していきます。</p>		

## (2) 第3次島田市環境基本計画

「第3次島田市環境基本計画」(令和5年3月)では、「大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市しまだ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～」を目指すべき将来像として掲げ、C27 ゼロカーボンシティの実現に向けた考え方や取組の方向性を示しています。

また、取組の体系では、廃棄物処理関係として「基本目標2 循環型社会の構築」の中に「取組の方向2-1 ごみ減量・資源化の推進」「取組の方向2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進」、「取組の方向2-3 廃棄物の適正な運用」及び生活排水処理関係として「基本目標4 暮らし環境の向上」の中に「取組の方向4-1 生活環境の保全」が掲げられています。

【島田市の望ましい環境像】

**大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市  
しまだ**  
～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～

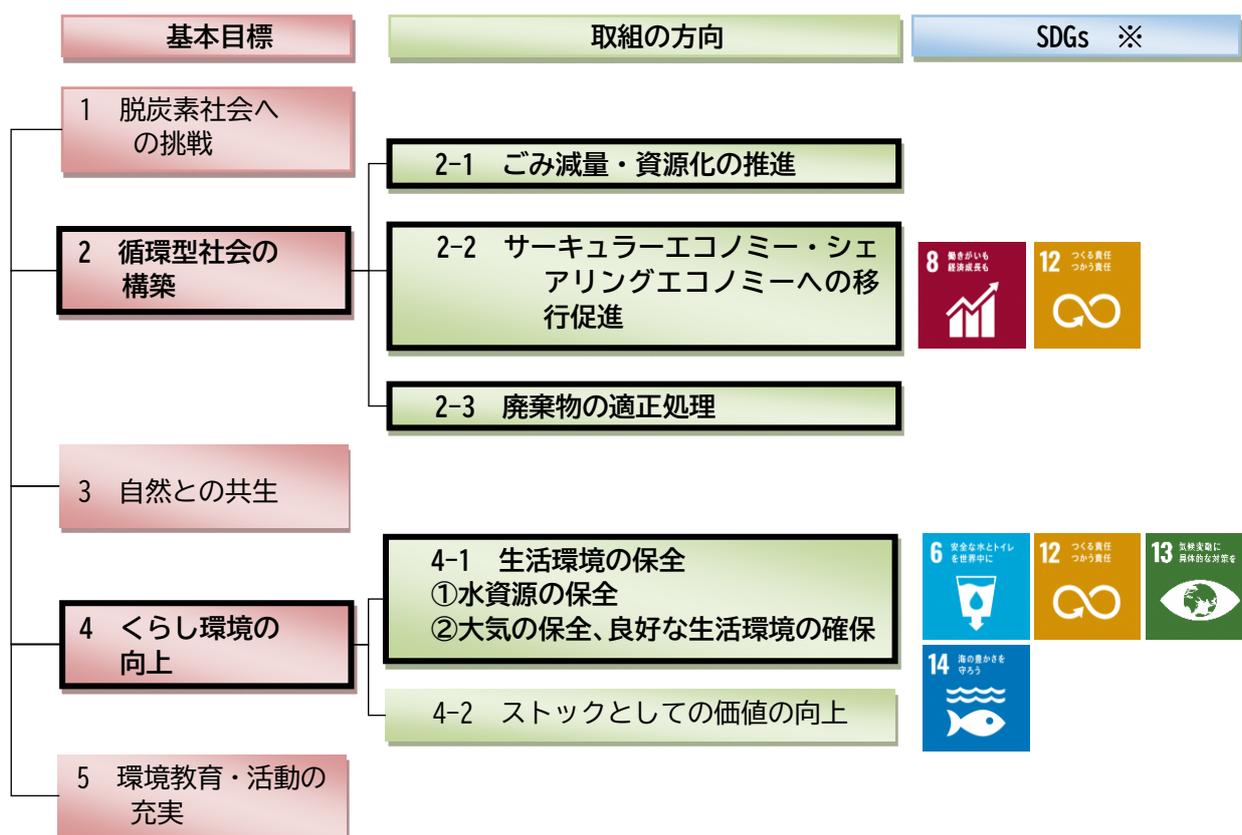


図1-2-9 第3次島田市環境基本計画の取組の体系

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

世界中の政府・国連・市民・企業・研究者・女性・若者などの様々な立場の人たちが3年間かけて協議を重ね、完成させた目標であり、国連のすべての加盟国がこの目標に合意しています。SDGsには、大きく分けて環境・経済・社会の3つの目標があり、それぞれの目標はお互いに関連しあっています。

SDGsは「みんなのための・みんなで支える」指標であり、政府・国連に加えて、企業・自治体・個人など誰もが参加できる枠組みになっています。つまり、世界中の一人一人が主役なのです。



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省）】

## 第2章 ごみ編

# 第1節 ごみ処理の現況と課題

## 1 ごみ処理システムの概要

市のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される家庭系ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、資源類）については市が実施しており、事業所等から排出される事業系ごみや粗大ごみは自己搬入または許可業者により行われています。なお、島田地区・金谷地区と川根地区では、燃えないごみの収集頻度や資源ごみの収集内容及び頻度等に一部相違があります。

### (1) 収集運搬

#### ① 燃えるごみ

生ごみ、木、革製品、ゴム、ビニール、プラスチック、発泡スチロールなどの燃えるごみは、週2回の収集を行っています。

表2-1-1 燃えるごみの収集

内容	収集方法と頻度
生ごみ、木、革製品、ゴム、ビニール、プラスチック、発泡スチロール、使い捨てカイロ、布類、カセットテープ等、長靴等ゴム製品、再生できない紙類、紙おむつ類など	指定袋（一度に3袋まで） 週2回収集
布団・絨毯・ホットカーペット	紐で縛る（長さ1m以内、高さ40cm以内） 週2回収集
剪定枝	指定袋または紐で縛る（一度に3束まで） 週2回収集

#### ② 燃えないごみ

金属類、廃家電製品、携帯電話、パソコン、缶類等は、島田地区・金谷地区で週1回、川根地区で月2回の収集を行っています。

表2-1-2 燃えないごみの収集

内容	収集方法	収集の頻度
・金属類 ・廃家電製品 (家電リサイクル法対象商品を除く) ・携帯電話、パソコン、缶類等	コンテナ	島田地区・金谷地区 : 週1回収集 川根地区 : 月2回収集

③ 資源ごみ

空びん、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、ガラス、陶磁器類などは、島田地区・金谷地区で週1回、川根地区で月2回収集を行っています。また、新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙などは、島田地区・金谷地区で月2回収集を行っています。

表2-1-3 資源ごみの収集

内容	収集方法	収集の頻度
空びん	コンテナ	島田地区・金谷地区 : 週1回収集 川根地区 : 月2回収集
牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル	ネット	
乾電池、蛍光灯、ガラス、陶磁器類	コンテナ	
新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙	白い紙ひも	島田地区・金谷地区 : 月2回収集

※川根地区の新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙などの収集は、集団回収で実施。

④ 使用済み食用油

家庭から排出される使用済み食用油（植物性油に限る）は拠点回収を行っています。回収した油はバイオディーゼル燃料へとリサイクルしています。

表2-1-4 使用済み食用油の収集

回収場所
島田市役所、初倉公民館、初倉西部ふれあいセンター、六合公民館、北部ふれあいセンター、金谷公民館、金谷南地域交流センター、川根支所、田代環境プラザ、島田市旧清掃センター

⑤ 古布類

回収した古布類（衣類、シーツ、タオル等）は、アジア、アフリカ諸国で需要が高いため、売却し、有効活用されます。

表2-1-5 古布類の収集

回収場所
プラザおおるり、初倉公民館、六合公民館、川根地区センター、田代環境プラザ、島田市旧清掃センター、保健福祉センター、金谷公民館

⑥ 水銀体温計、血圧計等

回収した水銀体温計及び血圧計等は、燃えるごみに混入させることなく、適切に回収・分別し、確実にリサイクルしています。

表2-1-6 水銀体温計、血圧計等の収集

回収場所
田代環境プラザ、島田市旧清掃センター、島田市役所、金谷支所、川根支所

※破損しているものは島田市旧清掃センター、田代環境プラザでのみ回収

⑦ 使用済み羽毛布団

令和5年度よりダウンの割合が50パーセント以上の羽毛布団の拠点回収を開始しています。

表2-1-7 使用済み羽毛布団の収集

回収場所
田代環境プラザ、島田市旧清掃センター

⑧ 資源回収

牛乳パックのほか、ペットボトル、白色トレイは、集積所による収集のほかスーパー等の店頭で設置された拠点で回収し、中間処理施設で選別され、処理業者にて資源化しています。

⑨ 集団回収

新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、紙パック等の古紙及びアルミ缶については、町内会、子ども会、PTA等の団体により、集団回収が行われています。

それに対し、市では回収量に応じた奨励金を交付し、集団回収の促進を図っています。

⑩ 自己搬入

・燃えるごみ及び埋立ごみ

ごみの指定袋に入らない大型（粗大）のごみ、引越しや片付けによる多量のごみ及びがれき類（七輪、すずり石、漬物石、物干し台ブロック）の埋立ごみは、田代環境プラザへの自己搬入としています。

・燃えないごみ

コンテナに入らない大型電化製品（家電リサイクル法対象商品を除く）及び引越しや片付けによる多量のごみは、市が委託する処理施設への自己搬入としています。

・びん、ガラス及び陶磁器類

引越しや片付けによる多量のごみは、資源類中間処理施設への自己搬入としています。

⑪ 戸別収集

ごみの指定袋に入らない家具や自転車等の大型（粗大）ごみ及びコンテナに入らない大型電化製品（家電リサイクル法対象商品を除く）については、自己搬入できない方に限り、申込を受けた上で、自宅に伺い収集を行っています。

表2-1-8 戸別収集の方法

	全世帯
一度に収集できる数	1世帯2点まで
排出先	屋外(自宅敷地内)

⑫ ふれあい収集

障がいのある方だけの世帯のうち、希望する世帯について、粗大ごみのほか、通常のごみ及び資源ごみについても収集を行っています。

## (2) 中間処理

### ① 溶融処理

燃えるごみは、市の「田代環境プラザ」でガス化溶融処理しています。

### ② 保管・選別

資源ごみは、市の委託する業者により資源類は資源類中間処理施設にて選別・保管されます。  
※危険物や不純物などの除去をします。ペットボトルについては圧縮梱包処理をしています。

## (3) 資源化

燃えないごみ、資源類中間処理施設で保管した資源については、市が委託する業者が再資源化を行っています。

また「田代環境プラザ」では、燃えるごみのうち剪定枝は破砕機により粉碎し、事業者が搬入する食品残渣は高速発酵型生ごみ処理機により、それぞれたい肥化を行っています。「田代環境プラザ」で燃えるごみの処理後に得られた「メタル」は建設機械の重りなどとして、「スラグ」はアスファルトの合材などにリサイクルされ、市の事業等で使用されています。

## (4) 最終処分

田代環境プラザで生じた飛灰や市民から直接持ち込まれたがれき類などは、民間の一般廃棄物最終処分場に埋立処分を委託しています。

### 【川根本町からの事務委託】

川根本町において排出される燃えるごみ、電池、蛍光灯については、事務委託を受け、市で処理・処分を行っています。

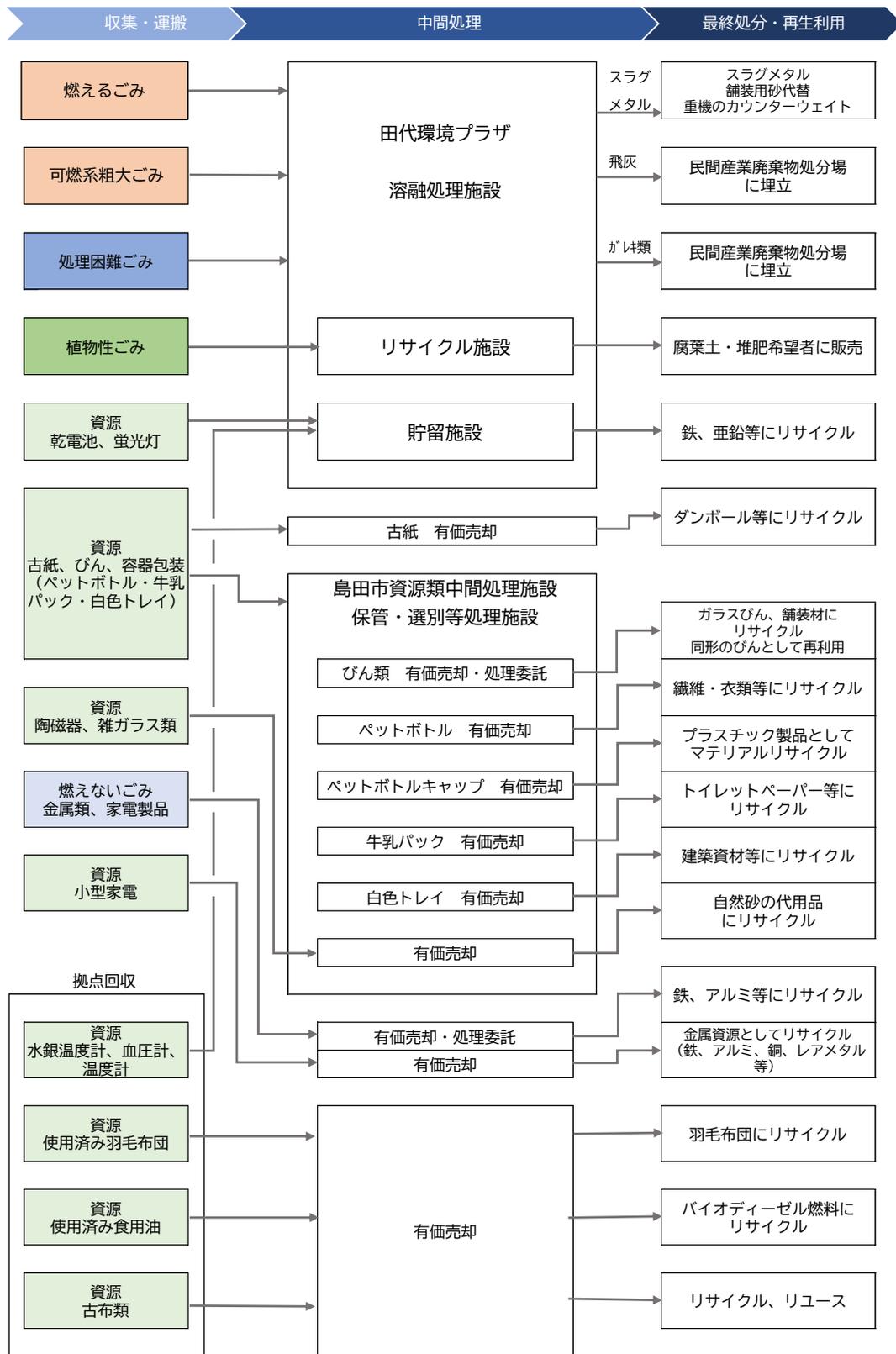


図2-1-1 ごみの流れ (令和7年度時点)

## 2 ごみ及び資源の排出状況

### (1) 収集品目及び収集頻度

市では、「燃えるごみ」、「資源・金属類」、「古紙類」の3区分で収集を実施しています。また、スーパー等に回収容器を設置し拠点回収を行い、常時回収を実施しています。

表2-1-9 収集品目及び頻度

分別	ごみ袋	対象	収集回数	
燃えるごみ	指定袋	生ごみ、木、革製品、ゴム、ビニールなどの主なもの ふとん、じゅうたん、ホットカーペット	週2回 (島田地区一部地域のみ週1回)	
資源・金属類	空びん	白・茶・青 コンテナ	透明(白)びん、茶色びん、その他の色のびん	
	陶磁器類・ガラス類 蛍光灯類・乾電池	エンジ・黄緑・灰 コンテナ	陶磁器類、化粧びん、鏡、ガラス類 蛍光灯類、乾電池、ボタン電池	
	ペットボトル 白色トレイ 紙パック	ネット	蓋とラベルをはがしたペットボトル 白色トレイ、紙パック	
	燃えないごみ	黒コンテナ	携帯電話、ファンヒーター、缶類、刃物 ガス・IHコンロ、パソコン、扇風機 電子レンジ	
	カセットコンロ用ガスボンベ スプレー缶 使い捨てライター	黄コンテナ	カセットコンロ用ガスボンベ スプレー缶、使い捨てライター	週1回
古紙類 (ダンボール・新聞紙・雑誌・雑紙)	紙ひも	ダンボール、新聞紙、雑誌、書籍、雑紙	月2回	

表2-1-10 令和6年度におけるごみ収集車両保有台数

種類	収集車両	予備車両
燃えるごみ	ロードパッカー車 4t 2台 3.5t 9台	ロードパッカー車 4t 1台 3.5t 2台
	燃えないごみ	
資源回収車	ロードパッカー車破砕式 3.5t 2台	
粗大ごみ	深ダンプ	1台
	3.5tクレーン付ダンプ	1台
	2tWキャブ車	1台
その他	2t平ボディ	4台
	フォークリフト	2台

表2-1-11 ごみの委託区分

区分	島田地区	金谷地区	川根地区
燃えるごみ	直営	委託	直営
燃えないごみ	直営	委託	直営
資源	空びん	委託	委託
	陶磁器等		
	ペットボトル等	委託	直営
	古紙		

## (2) 家庭ごみの自己搬入

市では、田代環境プラザで燃えるごみと埋立ごみの2種類を、島田市旧清掃センターで資源類の1種類、委託先処理施設で燃えないごみと古紙類の2種類のごみの自己搬入を受け付けています。

手数料は以下の表2-1-12にまとめています。

表2-1-12 市のごみ処理手数料の状況（令和7年10月1日現在）

区分	田代環境プラザ		島田市旧清掃センター	委託先処理施設
	燃えるごみ	埋立ごみ	資源類	燃えないごみ・古紙類
手数料	50kgを超える場合は有料 (重量により加算)	重量により加算	無料	無料

## (3) ごみの排出量

ごみの排出量をみると、令和4年度に台風第15号による災害ごみ受入のため直接搬入ごみの増加が見られますが、収集ごみ及び直接搬入ごみは令和2年度以降減少傾向にあります。

(令和4年度台風第15号による災害ごみの直接搬入量 145.53t)

表2-1-13 ごみ及び資源の排出状況

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集	可燃ごみ	t/年	25,119	24,387	24,121	23,273	22,632
	資源ごみ	t/年	2,466	2,232	2,073	1,983	1,964
	粗大ごみ	t/年	111	110	109	106	81
	小計	t/年	27,696	26,729	26,303	25,362	24,677
直接搬入	可燃ごみ	t/年	3,004	2,769	2,891	2,704	2,531
	資源ごみ	t/年	188	174	216	217	181
	その他	t/年	99	134	61	13	6
	小計	t/年	3,291	3,077	3,168	2,934	2,718
排出量合計 (集団回収を除く)		t/年	30,987	29,806	29,471	28,296	27,395
1人1日あたり排出量 (集団回収除く)		g/人・日	871	844	840	812	796

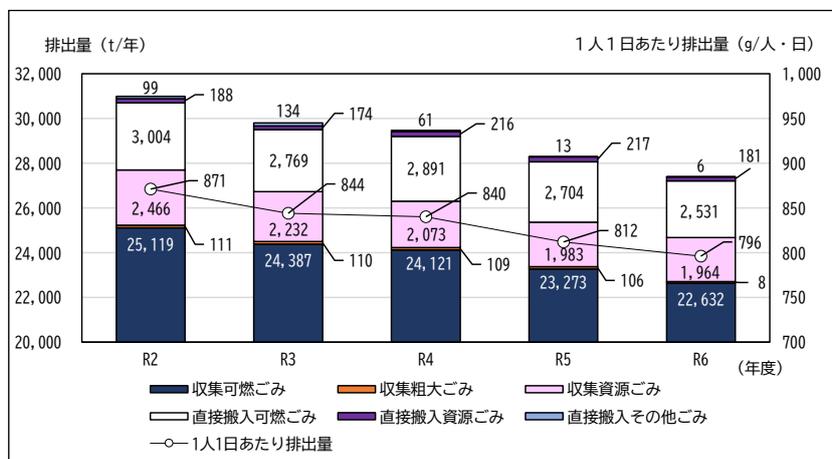


図2-1-2 ごみ及び資源排出量の推移

### 3 ごみ及び資源の中間処理の状況

現在、燃えるごみは田代環境プラザで処理を行い、燃えないごみについては業者委託により資源化処理を行っています。

表 2-1-14 中間処理施設の概要

ごみ処理施設	名 称	島田市田代環境プラザ
	所 在 地	静岡県島田市伊太 7 番地の 1
	敷 地 面 積	24,261m <sup>2</sup>
	竣 工	平成 18 年 3 月
	型 式	シャフト式直接溶融方式（コークスベッド式）
	処 理 能 力	148t/24h（74t/24h×2 炉）
	受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
ごみ処理施設	ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	集じん機（ろ過式集じん機） 消石灰吹込式、脱硝装置（触媒反応塔、アンモニア吹込）
	余熱利用設備	蒸気タービン発電（定格 1,990kW）
ごみ処理施設	スラグ冷却設備	水冷式
	剪定枝たい肥化設備	処理能力 3t/日
	食品残渣たい肥化設備	処理能力 1t/日
島田市資源類中間処理施設	名 称	島田市資源類中間処理施設
	所 在 地	静岡県島田市阿知ヶ谷 864 番地
	敷 地 面 積	1,108.51m <sup>2</sup> （中間処理施設面積）
	竣 工	平成 19 年 3 月
島田市資源類中間処理施設	ストックヤード	コンクリート仕切り壁・4 分割屋根 びん（無色、茶色、その他）、陶磁器、ガラス類 手選別による異物除去等
	ペットボトル減容機	処理能力 200kg/h

表2-1-15 中間処理量の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量	t/年	28,123	27,240	27,102	26,062	25,225
粗大ごみ処理量	t/年	862	756	743	709	789
資源化処理量	t/年	1,284	1,204	1,153	1,151	1,056
堆肥化処理量	t/年	71	66	54	54	57
合計	t/年	30,340	29,266	29,052	27,976	27,127

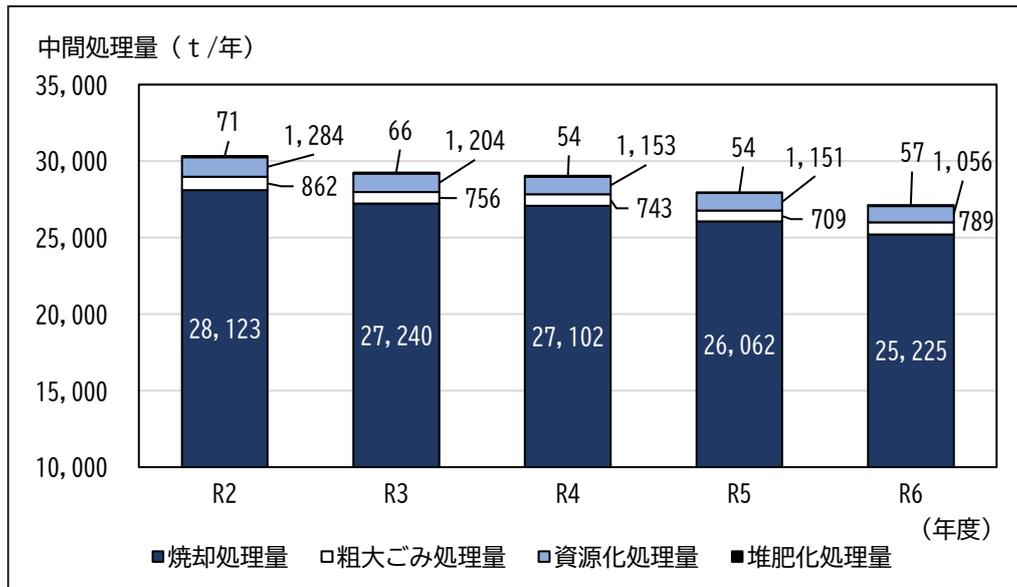


図2-1-3 中間処理量の推移



ごみ処理施設 田代環境プラザ

## 4 資源化の状況

市回収資源化量及び集団回収資源化量は、ともに減少傾向にあります。  
また、資源化量の減少に伴いリサイクル率も変動はあるものの減少傾向にあります。

表2-1-16 資源化量の推移

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
市 回 収	紙類	t/年	437	387	339	289	244
	紙パック	t/年	21	19	19	18	18
	金属類	t/年	1,215	1,078	1,064	979	1,076
	ガラス類	t/年	969	884	844	853	758
	ペットボトル	t/年	183	188	185	178	177
	白色トレイ	t/年	13	12	11	10	10
	容器包装プラスチック	t/年	2	2	2	2	2
	布類	t/年	63	68	61	59	61
	肥料	t/年	9	10	9	9	2
	熔融スラグ	t/年	1,639	1,556	1,700	1,578	1,578
	廃食用油 (BDF)	t/年	6	6	5	6	6
	その他	t/年	48	44	45	43	42
	小計	t/年	4,605	4,254	4,284	4,024	3,974
	集 団 回 収	紙類	t/年	1,010	916	896	712
紙パック		t/年	1	1	1	1	1
金属類		t/年	49	47	44	37	36
小計		t/年	1,060	964	941	750	644
資源化量計	t/年	5,665	5,218	5,225	4,774	4,618	
ごみ処理量 (市回収・処理+集団回収)	t/年	32,047	30,770	30,412	29,046	28,039	
リサイクル率	%	17.7%	17.0%	17.2%	16.4%	16.5%	

※ リサイクル率 (%) = 資源化量 (市回収・処理+集団回収) ÷ ごみ処理量 (市回収・処理+集団回収) × 100

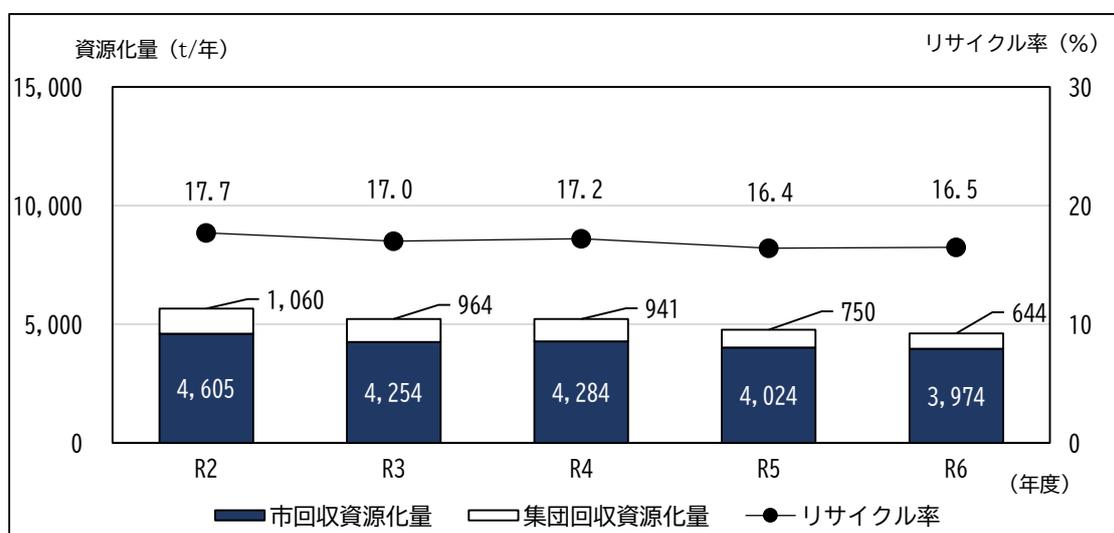


図2-1-4 資源化量の推移

## 5 ごみの最終処分状況

埋立量の推移を見ると、令和3年度で一度増加したあとは減少傾向にあります。  
令和6年度の埋立量は1,316tで、令和2年度と比べると19.7%程減少しています。

表2-1-17 最終処分量の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却残渣	t/年	1,541	1,551	1,472	1,334	1,310
粗大ごみ処理残渣	t/年	0	0	0	0	0
資源化処理残渣	t/年	0	0	0	0	0
直接最終処分	t/年	99	134	61	13	6
合計	t/年	1,640	1,685	1,533	1,347	1,316

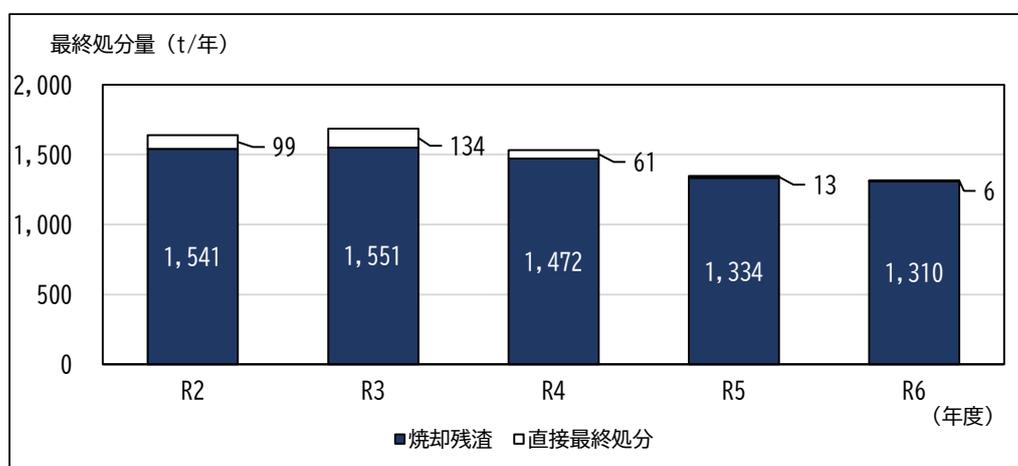


図2-1-5 最終処分量の推移

## 6 ごみ処理コスト

ごみ処理コストは年度によっては減少している年はあるものの、全体的には増加傾向にあります。

表2-1-18 ごみ処理コストの推移

項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6
建設・改良費	工事費						
	収集運搬施設	千円	0		0	0	0
	中間処理施設	千円	0	1,848	2,035	10,184	111,719
	最終処分場	千円	0	1,952	3,058	2,856	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	調査費	千円	0	0	0	2,145	5,258
小計		千円	0	3,800	5,093	15,185	116,977
処理及び維持管理費	人件費	千円	313,725	288,266	282,152	263,246	282,927
	処理費						
	収集運搬費	千円	29,627	28,522	30,309	33,250	32,940
	中間処理費	千円	225,155	275,432	331,090	285,339	289,884
	最終処分費	千円	20,210	18,843	3,137	1,833	575
	車両等購入費	千円	0	7,057	0	0	9,734
	委託費	千円	906,266	1,072,112	990,047	1,078,907	1,063,542
	その他	千円	0	0	0	0	0
小計		千円	1,494,983	1,690,232	1,636,735	1,662,575	1,679,602
組合分担金		千円	0	0	0	0	0
その他		千円	0	0	0	0	0
合計		千円	1,494,983	1,694,032	1,641,828	1,677,760	1,796,579

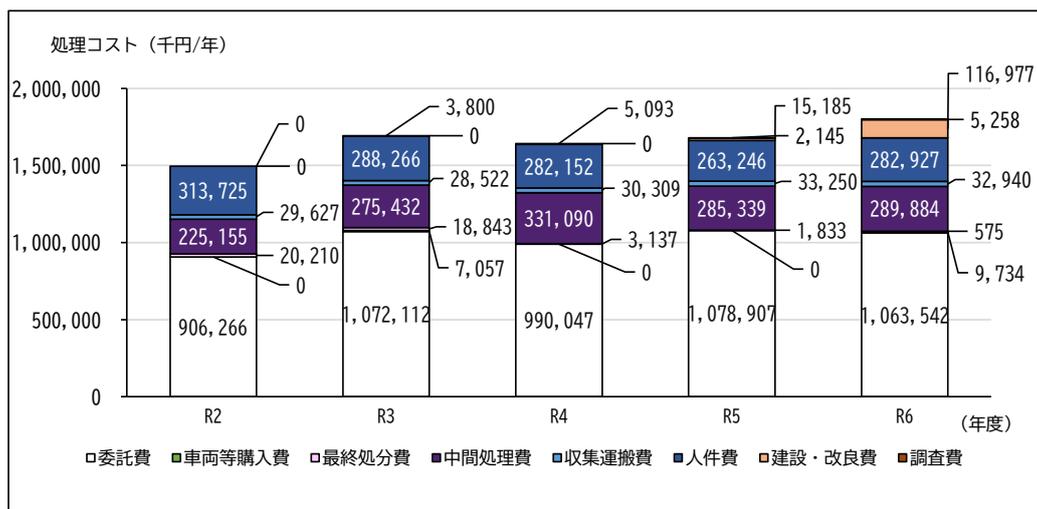


図2-1-6 ごみ処理コストの推移

## 7 生ごみの家庭での資源化・減量化

市では平成5年度から、家庭から排出されるごみ減量対策の一環として、生ごみ処理機等の購入費を助成しています。

燃えるごみのうち、約3割から4割が生ごみであると言われており、減量化のため今後も継続していきます。

表2-1-19 補助対象及び交付額

補助対象	助成交付額	手続き方法	必要書類		対象
			交付申請時	実績報告時	
3,000円以上10,000円未満 (コンポスト及び ボカン処理容器等)	購入費の1/2 (3,000円が限度)	申請窓口へ必要書類を提出後、 交付が確定してから 再度追加書類を申請窓口へ提出	申請書、見積書、 カタログ、口座振込依頼書	実績報告書、請求書、 領収証等の支払額が 確認できる書類またはその 写し	市内に住所を有する者で、 生ごみ処理容器等を 購入するもの
10,000円以上30,000円未満 (キエー口処理容器等)	購入費の1/2 (10,000円が限度)				
30,000円以上 (バイオ式または温風乾燥方式)	購入費の1/3 (20,000円が限度)				

※100円未満の端数がある時は、切り捨てた額とします。

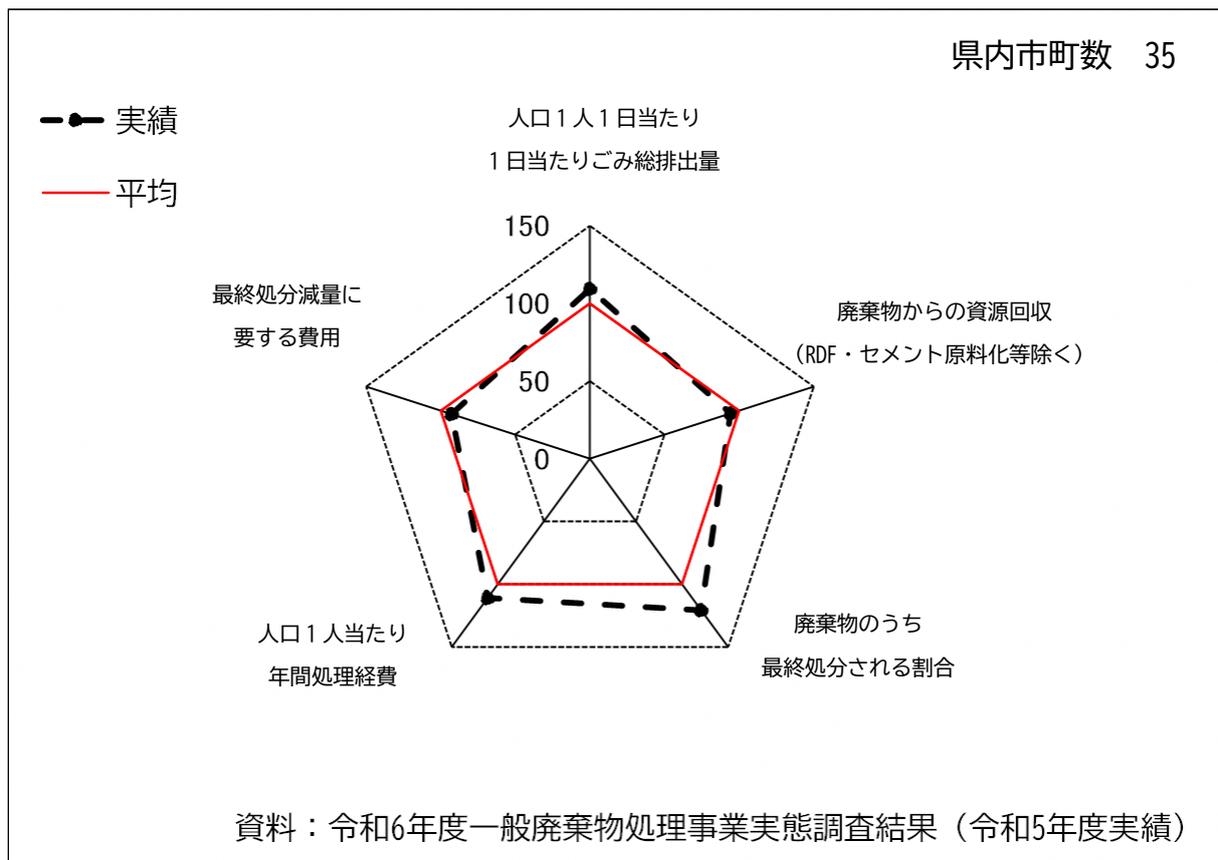
## 8 ごみ処理における基本的課題

### (1) ごみ処理システムの評価

ごみ処理システムについて、県内の35市町との比較による評価を行いました。

比較にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物システム評価支援ツール」を用いています。このツールでは、それぞれの指標について、優れているほど外側になります。

その結果、市のごみ処理システムは全体として概ね平均的な水準にあるものの、廃棄物のうち最終処分される割合については、平均を若干上回る結果となりました。



第2章 ごみ編

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.913	0.174	0.058	19,494	55,868
最大	1.737	0.292	0.227	60,806	179,490
最小	0.595	0.079	0.001	8,280	29,375
標準偏差	0.261	0.046	0.048	11,559	28,633
当該市町村実績	0.828	0.164	0.046	17,342	59,892
指数値	109.3	94.3	120.7	111.0	92.8

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
静岡県	22100	静岡県静岡市	政令指定都市00	679,092	0.842	0.152	0.042	13,274	43,872
静岡県	22130	静岡県浜松市	政令指定都市00	789,822	0.771	0.17	0.038	8,280	29,375
静岡県	22203	静岡県沼津市	特例市00	188,180	0.798	0.25	0.002	11,310	35,429
静岡県	22205	静岡県熱海市	都市Ⅰ3	34,042	1.737	0.139	0.001	32,853	51,158
静岡県	22206	静岡県三島市	都市Ⅲ3	106,279	0.783	0.136	0.083	11,429	37,013
静岡県	22207	静岡県富士宮市	都市Ⅲ2	128,361	0.833	0.176	0.013	12,290	35,209
静岡県	22208	静岡県伊東市	都市Ⅱ3	65,609	1.287	0.175	0.013	17,371	36,520
静岡県	22209	静岡県島田市	都市Ⅱ1	95,870	0.828	0.164	0.046	17,342	59,892
静岡県	22210	静岡県富士市	特例市00	248,072	0.727	0.215	0.01	8,804	33,315
静岡県	22211	静岡県磐田市	都市Ⅳ2	166,933	0.724	0.138	0.059	11,777	42,913
静岡県	22212	静岡県焼津市	都市Ⅲ2	135,725	0.723	0.156	0.045	10,157	37,989
静岡県	22213	静岡県掛川市	都市Ⅲ0	115,561	0.595	0.097	0.093	14,786	71,763
静岡県	22214	静岡県藤枝市	都市Ⅲ2	141,313	0.637	0.209	0.082	9,440	41,787
静岡県	22215	静岡県御殿場市	都市Ⅱ3	84,297	0.86	0.182	0.009	13,074	39,901
静岡県	22216	静岡県袋井市	都市Ⅱ2	88,369	0.754	0.178	0.071	16,805	62,660
静岡県	22219	静岡県下田市	都市Ⅰ3	19,792	1.131	0.146	0.103	19,254	46,473
静岡県	22220	静岡県裾野市	都市Ⅰ2	49,344	0.744	0.079	0.099	10,663	36,021
静岡県	22221	静岡県湖西市	都市Ⅱ2	58,141	0.974	0.292	0.058	60,806	179,490
静岡県	22222	静岡県伊豆市	都市Ⅰ1	28,383	0.998	0.172	0.093	22,871	60,556
静岡県	22223	静岡県御前崎市	都市Ⅰ0	30,408	0.864	0.206	0.032	15,304	49,011
静岡県	22224	静岡県菊川市	都市Ⅰ0	47,625	0.615	0.204	0.227	13,987	76,269
静岡県	22225	静岡県伊豆の国市	都市Ⅰ1	46,778	0.917	0.179	0.096	16,246	52,362
静岡県	22226	静岡県牧之原市	都市Ⅰ0	43,228	0.825	0.223	0.005	18,358	56,530
静岡県	22301	静岡県東伊豆町	町村Ⅲ2	11,317	1.405	0.094	0.127	26,186	53,613
静岡県	22302	静岡県河津町	町村Ⅱ2	6,575	1.265	0.092	0.117	30,587	68,882
静岡県	22304	静岡県南伊豆町	町村Ⅱ2	7,556	1.185	0.207	0.118	30,073	72,963
静岡県	22305	静岡県松崎町	町村Ⅱ2	5,874	1.073	0.156	0.09	54,697	138,754
静岡県	22306	静岡県西伊豆町	町村Ⅱ2	6,761	1.475	0.162	0.07	30,021	57,765
静岡県	22325	静岡県函南町	町村Ⅴ2	36,702	1.046	0.155	0.001	13,928	36,017
静岡県	22341	静岡県清水町	町村Ⅴ2	31,801	0.7	0.259	0.003	11,599	40,911
静岡県	22342	静岡県長泉町	町村Ⅴ2	43,494	0.669	0.231	0.074	16,642	56,177
静岡県	22344	静岡県小山町	町村Ⅳ2	17,297	0.931	0.183	0.012	19,062	54,883
静岡県	22424	静岡県吉田町	町村Ⅴ1	29,212	0.826	0.193	0.007	19,829	58,488
静岡県	22429	静岡県川根本町	町村Ⅱ2	5,966	0.757	0.175	0.037	29,054	40,544
静岡県	22461	静岡県森町	町村Ⅳ1	17,266	0.649	0.146	0.068	14,125	60,885

〈指標の算出方法〉

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	1人1日当たりごみ排出量	=  ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	=  資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	=  最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	1人当たり年間処理経費	=  処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	=  (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t
	人口1人当たり年間処理経費	=  処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年

## (2) 家庭・事業所における発生抑制、減量化・資源化における課題

令和2年度以降のごみの排出量は、人口の減少に伴い減少しており、1人1日当たりの排出量においても減少傾向にあります。しかし田代環境プラザに搬入される燃えるごみには、依然として約1割程度の資源ごみが混入していることから、引き続き、家庭・事業所におけるごみの減量・資源化を促進する必要があります。

## (3) 資源の分別回収、ごみの収集・運搬における課題

市では、資源等の収集を週1回実施しています。他市町では月1回程度が一般的であるため、市の収集頻度は高い水準にあると言えます。

資源ごみの回収量が年々減少していることで、費用対効果の観点から効率的な収集運搬体制について、調査研究していく必要があります。

## (4) 最終処分における課題

飛灰については当面外部委託することで方針を出しているため、新処分場については積極的な調査研究は行わず、今後は、新たな外部委託先（多角化）の情報収集を含めた飛灰処理方法の検討を行います。

## 9 前回計画の目標の達成状況

### (1) 前回計画の目標

前回計画で設定されたごみ減量化目標は、以下のとおりでした。

<b>【目標1】ごみ排出量を約5%削減(集団回収除く)</b>			
令和7年度を目標年度とし、約5%の削減を目指します。			
項目	現状・目標	平成30(2018)年 (基準年度)	令和7(2025)年 (目標年度)
ごみ排出量原単位		864g/人・日	821g/人・日
年間排出量		31,060t/年	27,654t/年

<b>【個別目標1.2】収集可燃ごみ排出量を約4%削減、 直接搬入可燃ごみ排出量を約1%削減</b>			
令和7年度を目標年度とし、約4%削減を目指します。 また、直接搬入可燃ごみ排出量は令和7年度に約1%削減を目指します。			
項目	現状・目標	平成30(2018)年 (基準年度)	令和7(2025)年 (目標年度)
収集可燃ごみ排出量原単位		706g/人・日	677g/人・日
収集可燃年間排出量		25,406t/年	22,796t/年
直接搬入年間排出量		2,851t/年	2,822t/年

<b>【目標2】キエー口の導入</b>			
令和7年度には平成30年度より17基増やした30基の設置を目標としています。			
項目	現状・目標	平成30(2018)年 (基準年度)	令和7(2025)年 (目標年度)
キエー口導入量		13基/年	30基/年

### (2) 達成状況

前回計画で設定されたごみ減量化目標の、令和6年度時点で【目標2】を除いた目標が達成した状況にあります。

表2-1-20 前回計画のごみ減量目標と実績

項目 年度	ごみ排出量 (原単位)	収集可燃ごみ 排出量 (原単位)	直接搬入 可燃ごみ排出量	キエー口導入量
令和7年度 (目標値)	27,654 t/年 (821g/人・日)	22,796 t/年 (677g/人・日)	2,822 t/年	30基/年
令和6年度 (実績値)	27,395 t/年 (796g/人・日)	22,632 t/年 (658g/人・日)	2,531 t/年	14基/年
達成状況	達成	達成	達成	未達成

## 第2節 ごみ処理基本計画

### 1 一般廃棄物の発生量・処理量の見込み

#### (1) 予測方法

一般廃棄物の発生量の将来予測は、基本的に過去5年間の実績をもとに推計を行いました。この予測結果は、市民・事業者におけるごみ削減・資源化等の取組が現状以上には行われないことを前提としています。

本計画では、「2 取組の基本方針」に沿って「3 ごみの減量化・資源化の目標」の達成を目指します。その達成に向けた取組に加え、達成後もなお発生するごみ等については「4 ごみ処理基本計画」に基づき適正に処理していきます。

そしてこのうち、「3 ごみの減量化・資源化の目標」において示したごみ発生量等の数値は、市の施策と、市民・事業者による取組によって、ごみの発生抑制等が進んだ場合の予測です。

#### (2) 人口予測

将来人口の予測は、「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に示す人口の将来展望を参考にし、令和17年度を89,527人としました。

表2-2-1 市の人口予測

(人)

年度	実績値	推計値
R2	97,470	
R3	96,769	
R4	96,130	
R5	95,218	
R6	94,270	
R7		93,631
R8		93,208
R9		92,785
R10		92,362
R11		91,939
R12		91,517
R13		91,119
R14		90,721
R15		90,323
R16		89,925
R17		89,527

### (3) ごみ排出量の将来予測

各世帯から排出される「収集ごみ」については、市民1人1日当たりの排出量で予測を行った後、各年度の推計人口を乗ずることで、排出量を算定しました。

直接搬入ごみについては、市民の生活で排出されるものだけではないことから、1人当たりの換算は行わず、排出量から直接予測を行いました。

こうして求めたごみの排出量から、過去の実績に基づく比率に基づき、個別の処理量、資源化量、処分量を求めました。

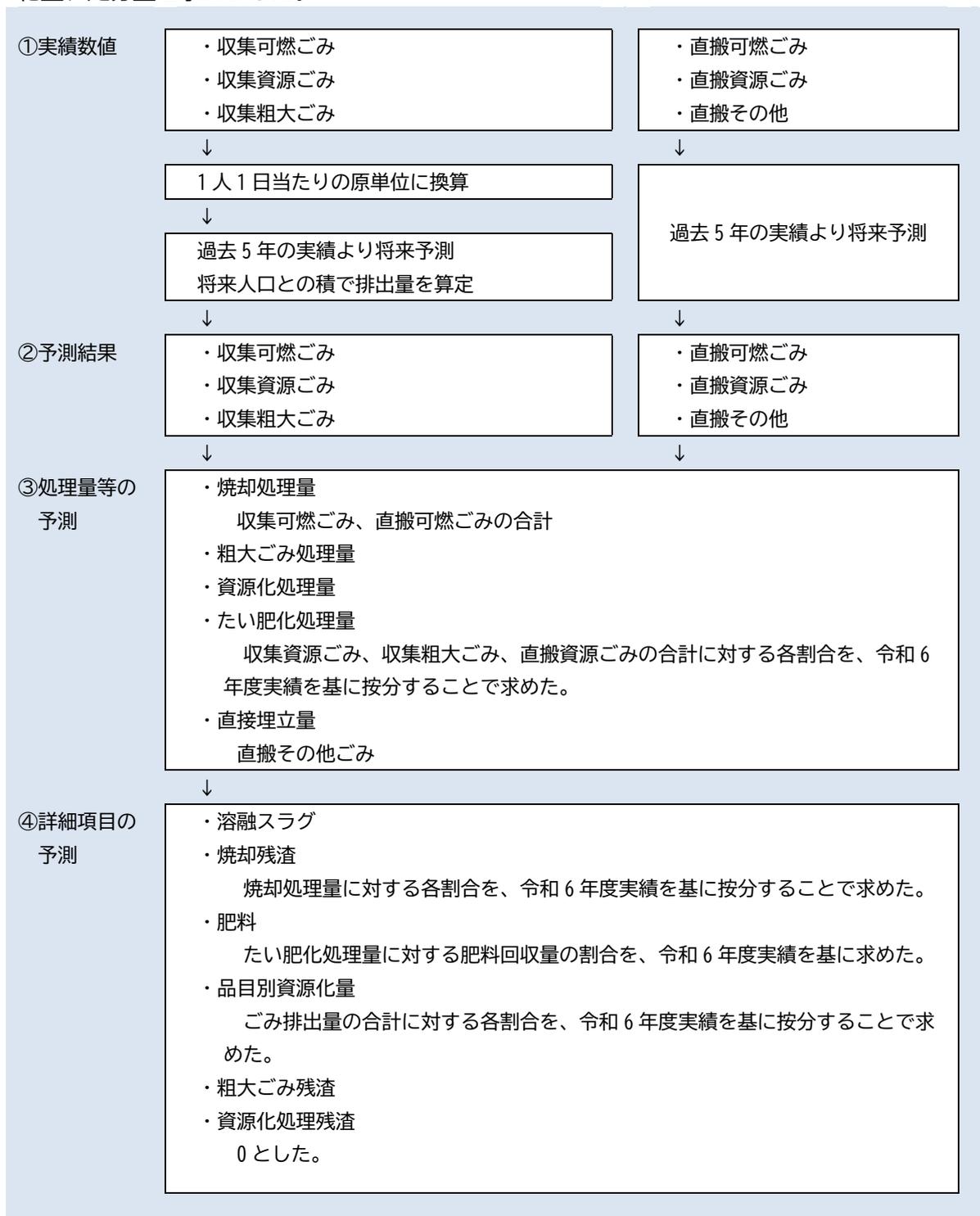


図2-2-1 将来予測のフロー

## 2 取組の基本方針

市の取組は、上位計画である「第3次島田市総合計画」、「第3次島田市環境基本計画」をふまえて、「島田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)」基本方針に沿って、地域の特性や、社会情勢等に応じた手法によって展開します。

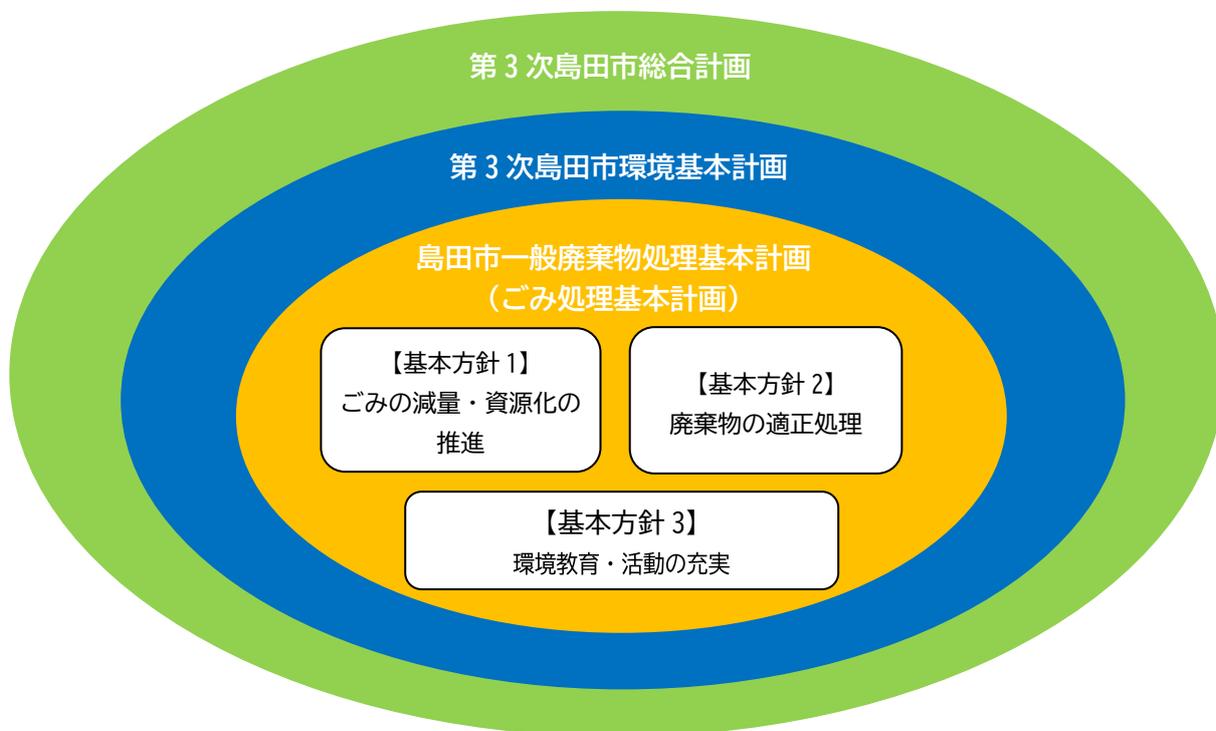


図2-2-2 本計画における基本方針

### 3 ごみの減量化・資源化の目標

#### (1) 国及び県の目標

令和6年8月に閣議決定された国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の全体像に関する指標としてどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているか、その全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して指標を設定しています。

令和7年2月に公表された国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、令和4年度を基準年度、令和12年度を目標年度として、「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合させる形で目標値の設定をしています。

また、県から令和4年3月に公表された、「第4次静岡県循環型社会形成計画」において、令和元年度を基準年度、令和8年度を目標年度として、ごみ排出量を848g/人・日、最終処分量39g/人・日とすることを目標としています。

表2-2-2 国及び県の目標値

		国	県
計画		第五次循環計画 <sup>※1</sup> 及び基本方針 <sup>※2</sup>	第4次静岡県循環型社会形成計画
削減目標	基準年度	令和4年度	令和元年度
	目標年度	令和12年度	令和8年度
	ごみ総排出量	-約9%(排出量)	848g/人・日(-約4.2%)
	生活系ごみ排出量	478g/人・日(-約3.6%)	
	ごみ焼却量	580g/人・日(-約14.6%)	
	最終処分量	-約5%	39g/人・日(-約9.3%)
	一般廃棄物の出口側循環利用率	約26% (-約6%)	

※1)第五次循環型社会形成基本方針（令和6年8月2日閣議決定）

※2)廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月）

## (2) 数値目標

1人1日当たりのごみ排出量（原単位）は、現状のまま推移した場合でも減少が見込まれますが、さらなる排出抑制を図る観点から、現状推移を上回る7%減を目標値として設定しました。

この目標は、前回計画における島田市廃棄物減量化等推進協議会の「ごみの減量化・資源化に関する提言書」の主旨を踏襲しつつ、上位計画である環境基本計画で定めた目標値との整合性を確保した上で設定しました。

ごみ排出量の減量化を実現するために、可燃ごみの減量化及び分別収集の徹底を重点的に行うこととし、市民・事業者・行政の各主体が一丸となって目指すべき目標として、可燃ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ）排出量の目標値を個別に設定しました。

<b>【目標1】ごみ排出量（集団回収除く）</b>			
1人1日当たりのごみ排出量（原単位）を、令和17年度までに令和6年度比で約7%削減する。			
現状のまま推移した場合		ごみ排出量（原単位）は、令和17年度において令和6年度比で4%削減にとどまる	
現状・目標		R6（現状）	R17（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		796g/人・日	738g/人・日
年間排出量		27,395t/年	24,179t/年
<b>【個別目標1】収集可燃ごみ排出量</b>			
1人1日当たりの収集可燃ごみ排出量（原単位）を、令和17年度までに令和6年度比で約8%削減する。			
現状・目標		R6（現状）	R17（目標）
項目			
ごみ排出量原単位		658g/人・日	605g/人・日
年間排出量		22,632t/年	19,827t/年
<b>【個別目標2】直接搬入可燃ごみ排出量</b>			
直接搬入可燃ごみ排出量を、令和17年度までに令和6年度比で、約11%削減する。			
現状・目標		R6（現状）	R17（目標）
項目			
年間排出量		2,531t/年	2,253t/年

## 4 ごみ処理基本計画

### (1) 取組の体系

ごみの排出量の抑制や、資源化の推進、適正処理・処分による環境負荷低減などの目標を達成するため、基本的な方針に基づいて以下の取組を展開します。

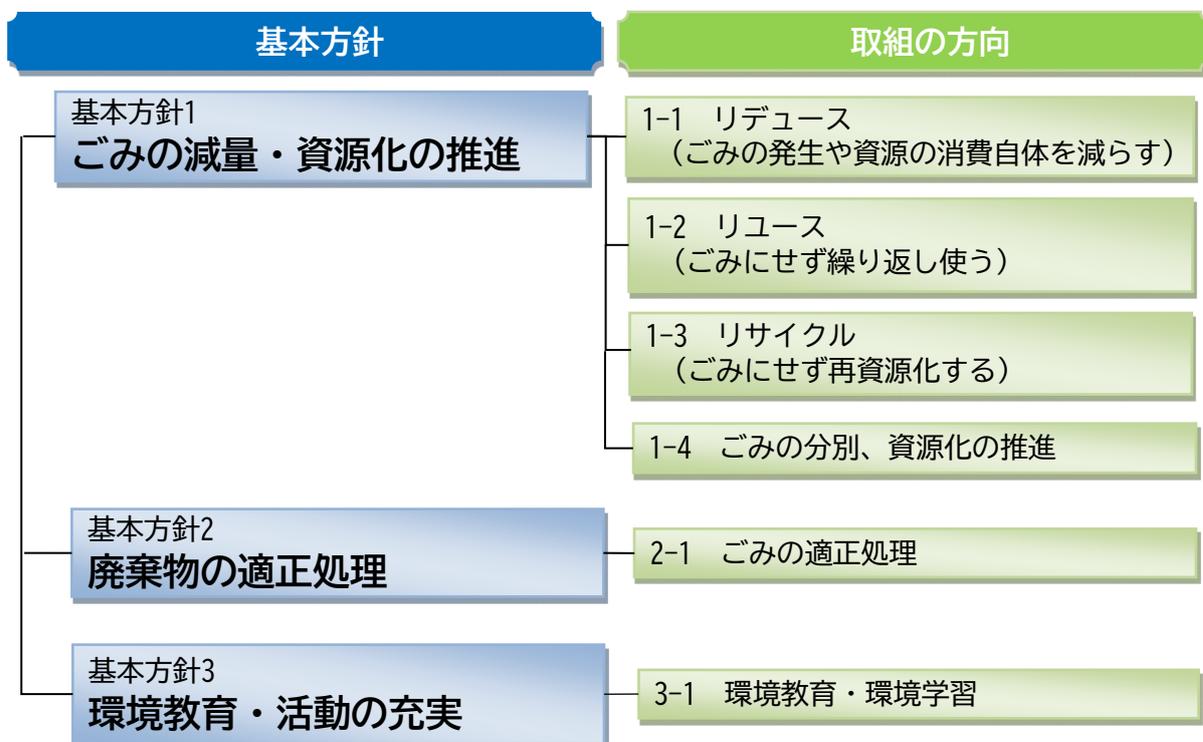


図2-2-3 ごみ処理に関する取組の体系

## (2) 取組内容

基本方針ごとの取組内容について、以下にまとめます。

### 基本方針1 「ごみの減量・資源化の推進」のための取組

ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であるため、市民一人一人が「もったいない」の意識を持ち、市民・事業者・行政が一体となって、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に総合的に取り組み、ごみの減量・資源化を推進していきます。

#### 1-1 リデュース（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）

- ◆ マイバッグ運動（マイバッグ、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）の推進を図ります。
- ◆ 生ごみに含まれる水分減量のため、各家庭で生ごみの水切りの普及を推進します。
- ◆ 生ごみ処理容器等購入補助金の周知により、生ごみ処理容器等の普及を促進します。
- ◆ キエーロの簡易版「プチっとキエーロ」作製講座の開催や作製キット給付事業により、家庭での生ごみ減量化の取組啓発を推進します。
- ◆ 指定ごみ袋の有料化（処分費上乘せ）を調査研究します。
- ◆ 粗大ごみの戸別収集の有料化を検討します。
- ◆ 市におけるグリーン購入を推進します。
- ◆ 田代環境プラザの自己搬入ごみの有料化を検討します。
- ◆ ごみ減量の取組を市民と共に調査研究します。

#### 1-2 リユース（ごみにせず繰り返し使う）

- ◆ 家庭での不用品の有効活用を図る「おいくら？」をPRし、利用促進を図ります。
- ◆ 古布の拠点回収について、利用促進のため適宜回収場所の見直しを行います。

#### 1-3 リサイクル（ごみにせず再資源化する）

- ◆ 燃えるごみと資源ごみが混合しているごみ等の適切な分別・排出方法をごみ収集カレンダーや出前講座等で周知します。
- ◆ 田代環境プラザで処理できるものを正確に周知します。
- ◆ 資源類の適切な分別方法・排出方法をごみ収集カレンダーや出前講座等で周知します。
- ◆ 廃食用油の拠点回収について、利用促進のため適宜回収場所の見直しを行います。
- ◆ 古紙等資源集団回収奨励金により地域団体による資源類収集促進を支援します。
- ◆ 田代環境プラザでのごみの資源化（スラグ・メタル）を推進し、利活用を図ります。
- ◆ 生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。
- ◆ 剪定枝のたい肥化を推進します。

#### 1-4 ごみの分別、資源化の推進

- ◆ わかりやすいごみ収集カレンダーを作成・配布し、市民のごみ減量・資源化への意識を啓発します。
- ◆ 市公式 LINE を活用したごみ収集カレンダーの電子化を検討します。
- ◆ ごみの減量や資源化に関する情報の発信を促進させるため、市公式ウェブサイト、広報しまた、FM 島田等の活用や、適宜ごみ収集カレンダーの見直しを行います。
- ◆ ごみの減量化や資源化について、出前講座の開催や環境衛生自治推進協会との連携により、地域における適切なごみの分別方法・排出方法の啓発を実施します。
- ◆ 廃棄物減量等推進協議会や環境衛生自治推進協会、地域等と連携し、ごみ減量化や資源化に係る施策を推進します。

## 基本方針2 「廃棄物の適正処理」のための取組

ごみは収集ルールに従って適正に処理する必要があります。そのため、市民一人一人の協力を得ながら、ごみの分別収集、集積所の維持管理を徹底するとともに、廃棄物を適切に処理するための体制を整備します。

### 2-1 ごみの適正処理

- ◆ 田代環境プラザを適正に維持管理します。
- ◆ 適正な処理を維持するため、中間処理による減容化、安定化を推進します。
- ◆ 旧最終処分場を適正に管理します。
- ◆ 一般廃棄物の最終処分について、安定的な処理先を維持します。
- ◆ 事業者が排出するごみについては、排出者の自己管理責任に基づく適正処理を指導します。
- ◆ 事業系ごみ収集者への立入検査及び指導を実施し、適正化を図ります。
- ◆ 適正処理困難物の自己責任による処理を推進します。
- ◆ 不法投棄防止のため、県や環境衛生自治推進協会と連携し、地域のパトロール等を実施します。
- ◆ 費用対効果の観点から、効率的な収集運搬体制について調査研究します。
- ◆ 災害時のごみに対する準備として、非常時の廃棄物処理体制を構築します。
- ◆ 災害時のごみに対する準備として、ごみの仮置き場の候補地や運用体制について調査研究します。
- ◆ 適正な処理を維持するため、中間処理による無害化を推進します。
- ◆ 計画の確実な推進のため、毎年度の事業実績（成果）と減量目標を比較し、施策の強化を図ります。
- ◆ より環境負荷が少ない車両の導入について調査研究します。
- ◆ 廃プラスチック類の分別収集・処理について調査研究します。
- ◆ リチウムイオン電池の適正な処理方法について調査研究します。



ごみ集積所のパトロール（分別収集等の啓発）

## 基本方針3 「環境教育・活動の充実」のための取組

ごみの減量化・資源化などの環境問題を解決するためには、市民一人一人が、環境保全に向けて正確な情報・正しい知識のもと積極的に行動していくことが大切です。家庭や学校、職場などのあらゆる場面において、環境教育・環境学習を総合的に推進していく必要があります。

### 3-1 環境教育・環境学習

- ◆ ごみの減量化・資源化について、学校教育・地域教育、事業者などの教育を充実させます。
- ◆ 3R促進ポスターコンクール事業を通して、児童・生徒に対するごみの減量・資源化に対する啓発をします。
- ◆ 小学校や企業、団体等を対象とし、田代環境プラザの見学を受け入れます。
- ◆ 小学生を対象とした環境学習を実施します。

## 5 更なる資源化と適正処理

### ① 収集・運搬計画

収集運搬から中間処理、最終処分の流れは、基本的に前回計画と同様ですが（「第1節 1 ごみ処理システムの概要」参照）、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法などに基づき、事業者に対して、責任に応じた資源化を働きかけていきます。

市の収集業務は、一層の効率化を目指し、費用対効果の観点から効率的な収集運搬体制について、調査研究していく必要があります。

表2-2-3 収集方法及び実施主体

収集方法	実施主体	区分
分別収集	市 (直営及び民間委託)	空びん、陶磁器・ガラス類・蛍光灯類・乾電池類、ペットボトル・白色トレイ・牛乳パック、新聞・雑誌(雑紙)・ダンボール、燃えるごみ、燃えないごみ
集団回収	P T A ・自治会等	古紙(新聞・ダンボール・雑誌・雑紙)、牛乳パック、アルミ缶
拠点回収	事業者又は市 (回収は市)	ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック、使用済み食用油、古布類、羽毛布団、水銀体温計・血圧計等
自己搬入	個人、事業者、 収集業者に委託	市の収集区分に準じる

### ② 適正処理困難物への対応

次の物については、市が収集・処理するものとしては馴染まないもの、ユーザーや販売店、メーカー等に処理の責任があるもの、田代環境プラザでの処理が困難なものとして、収集は行わず、また収集に排出されることがないように働きかけを行っていきます。

表2-2-4 市が収集・処理を行わないもの

区分	種類	出し方
有毒物質危険物	農薬・化学薬品等・花火・ガスボンベ・消火器等	購入店・専門販売店等に相談
自動車関連用品等	オイル・バッテリー・塗料・タイヤ	購入店や専門店、ガソリンスタンド等に相談
自動二輪車(原動機付自転車も含む)	バイク・原動機付自転車	購入店や販売店に相談
農機具・農業用廃材	耕耘機・脱穀機等・農業用ビニール・肥料袋・農薬びん	農機具購入店やJ A等に相談
がれき類	ブロック・れんが・コンクリート・土砂等	民間業者に相談
産業廃棄物	建設廃材・梱包材・その他生産活動に伴う廃棄物	事業者の責任で適正に処理すること

③ 中間処理計画

ア. 資源化

市で回収した資源類については、資源化業者等において分別後リサイクルを行います。  
また、田代環境プラザに併設されているたい肥化施設において、市内で発生した剪定枝や生ごみのたい肥化を進めます。

イ. 減容化・減量化

燃えるごみとして回収したごみは、市のごみ処理施設で熔融処理し、減容化、安定化、無害化します。



たい肥化施設における剪定枝の資源化（破砕機への搬入）

④ 最終処分計画

田代環境プラザで発生した飛灰や、市民から直接持ち込まれたがれき類などは、民間の一般廃棄物最終処分場において適正に埋立処分を委託しています。

新たな外部委託先（多角化）の情報収集を含めた飛灰処理方法の検討を行います。

なお、島田市クリーンセンターで処理される低含水の脱水汚泥を田代環境プラザで処理することにより、埋立処分量の低減を図ります。

表2-2-5 埋立対象物

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田代環境プラザで発生する飛灰</li> <li>※クリーンセンターで処理される低含水の脱水汚泥を含む</li> <li>・ 市内の家庭から搬出されるがれき等</li> </ul>
--

## 6 ごみの処理施設の整備に関する事項

島田市田代環境プラザは、市及び川根本町の一般廃棄物処理施設として平成18年3月に竣工し、稼働開始から約20年が経過しています。

廃棄物処理施設は、高温・多湿かつ腐食性の強い環境下で稼働し、運転に伴う摩耗などにより設備・機器の劣化が進みやすく、そのため他の都市施設と比較して性能低下の進行が早く、施設全体としての耐用年数が短いとされています。

そこで、市では段階的に延命化を図りつつ、令和4年度に令和27年度までを対象とした施設保全計画及び延命化計画を策定しており、計画的な点検・補修・整備等を実施することで適切な維持管理に努めています。

また、次期ごみ処理施設の整備については、資源循環型社会の実現に向けた施設の整備についても様々な視点から調査研究を行います。

延命化計画及び毎年の定期点検等に基づく施設保全については、以下のとおりです。

表2-2-6 施設保全計画への概要

整備内容	実施時期
延命化整備	令和6年4月～令和16年3月
施設保全整備	令和6年4月～令和28年3月